

平成 29 年度
ユニバーサルデザイン共同研究会
活動報告書

平成 30 年 8 月

(公財)都市緑化機構ユニバーサルデザイン共同研究会

目 次

I. 今の公園とこれからの	1
1-1. 公園は量から質の時代へ	1
1-2. 公園の魅力はどこにあるのか	4
II. 法制度が定めるユニバーサルデザイン	9
2-1. バリアフリー法と移動円滑化について	9
2-2. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説	15
2-3. 常に原点から取り組む姿勢を	21
III. グッドプラクティス	22
3-1. 施設整備と管理運営	22
3-2. 7つの共通施設をグッドプラクティスに	23
IV. 公園の管理運営	41
4-1. 公園のメンテナンスと管理者の役割	41
4-2. 公園運営から公園経営へ	43

I. 今の公園とこれからの公園

1-1. 公園は量から質の時代へ

1) 公園の状況について

公園にいろいろな種類があり、たとえば、国立公園や国定公園、自然公園等は、地域制公園という種別に入る。そして、身近な生活のなかで使っている公園は、いわゆる都市公園といい、これには国が整備する公園と、地方公共団体が整備する公園があり、都市公園法（1956（昭和31）年制定）により下記に示す10分類の公園が定められている。

※10 分類の公園緑地

1. 住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）2. 都市基幹公園（総合公園、運動公園）3. 大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）4. 国営公園 5. 特殊公園（風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等）6. 緩衝緑地 7. 都市緑地 8. 都市林 9. 緑道 10. 広場公園

都市公園法の制定から約60年が経ち、その間には時代のニーズに対応した施策により新たに作られた、防災公園や自然生態観察公園（アーバン・エコロジー・パーク）などの公園がある。

また、同じ分類の公園でも、北海道から沖縄まで環境の違いや、大小のスケール、さらには、同じ都市の中でも中心立地の違いもあり、一口に都市公園といってもさまざまな形があるのがお分かりいただける。

1971（昭和47）年に最初の都市公園整備5カ年計画が策定され、以降、各種の施策とあわせて人口の増加にともない一人当たりに必要な公園面積が整備目標に掲げられてきた。それから約40年が経過し、平成27年3月に国土交通省から発表された現在の整一人当たりの公園面積は10.3㎡となっている。

都市部をみると、東京全域では一人当たりの公園面積は5.8㎡であるが、不足している地域もまだ多くあり、また全国の約10万カ所の公園のうち老朽化によりリニューアルが必要とされる公園は約3割もある。さらに供用されている公園のうち、利用度の高い公園は全体の4割でしかないという調査結果もある。しかし、人口が減少傾向となった現在、人口増加とともに量を増やす整備の指標は説得力が薄れている状況にある。しかも就業者人口の減少にともなう税収の減少、さらに少子化と超高齢社会により、税の活用は福祉、医療へ重点が置かれており、地方自治体はこれまで整備した公園の維持管理費用の手当てさえままならない時代になっている。

公園の周辺で生活する利用者のニーズにそぐわない場合や、公園で不幸な事故が起こるケースもあり、公園不要論もたびたび出ている。一方、法律に基づいてユニバーサルデザインへ取り組んだ再整備の公園や、さまざまなサービス施設の導入などの工夫で、多くの利用者に支持されている公園が増えつつある。つまり公園は、量を増やすことを目標にした時代から、これまで整備したストックを生活の質の向上へ活かすことを目標とする時代

になったといえる。利用者のニーズにともない、施策も変化している現状を考えると、「公園」は新たなあり方に取り組まなければならない。そこで、ユニバーサルデザインを視野に入れながら、公園のありかたを検証する。

(1)使われない公園

まず、使われない公園とは、どのような公園であろうか。住宅地に囲まれたとても狭い公園。街区公園は以前、児童公園の名称で整備され、小さな子どものための遊具が数種類設置されていたが、遊具は形の古さとともに、塗装が剥がれ、剥がれた部分に錆が出たりしている場合がある。縁石だけが残って土面を露にしている植栽地。反対に、公園の外周の植栽は、当初、低木であったものが、管理不足で大きく伸びて園内の見通しが悪くなり、その中にゴミ、雑草が広がって遊び場のはずのスペースを侵食して使えない場合もある。

小さい和式トイレは清掃がしてあっても古くて匂いが消えない状況に加え、洋式洗浄便座が一般的になった今日では使われない。また、敷地がやや高台になっている公園や、直接道路に接道せずに、公園用の細い道でアクセスするような公園は、道路から園内が見えないことや、存在位置そのものがわかりにくく入りたい気持ちにならない。小さい子ども連れの親たちには、ベビーバギーでアクセスしにくい公園は敬遠される。このように利用者のニーズに対応していない古い要素が重なった公園、そして見るからに管理されていない公園は使われない公園になってしまっている。

こういった公園は、住宅地開発に伴い、宅地に隣接して整備された経緯があり、整備当初は小さな子どもをもつ家庭にとって、住まいの近くに公園があることは便利であったが、公園に隣接する家の居住者からは、子どもの声がうるさいといった苦情が出ることもあり、苦情が出れば利用することが憚られる。やがて子どもの成長とともに、公園は不気味な空間になるといった経過をたどるケースが多く、公園の利用度を高めるには、公園が当該地においての公園の目的に適しているかの判断も必要となる。

また、少々広い公園でも、「〇〇してはいけません」といった、禁止看板があちこちにある公園は、利用者にとって来園の目的とおりに使えない状況にある。ボール遊びを禁止する看板は特に多い。夏休み期間中は、花火の禁止の看板が良く目につくが、これは花火の音や、集団の大きな声、場所によっては火事や他の利用者への危険性、さらに燃えかすの放置など問題となり、禁止の理由となっている。マンション等の集合住宅に住む人等、広い庭を持たない人にとっては、公園で花火をしたいというもの無理からぬ要望であり、本来公園はレクリエーションのためにあるはずであり、こうした要望に応えられないことが公園の魅力を損なわせ利用されない公園が増え続けている要因となっている。活動的なアクティビティは、事故などに結びつくことを懸念しての禁止であると考えられるが、これは利用者への危険回避策と受け取れますが、伸びやかな遊びの希求を考えると禁止の前に安全利用への指導があってもいいのではと考える。

(2)使われる公園

電車の駅から近い公園や、駐車場が広く、車いすマークの駐車場がわかりやすい場所に

ある公園、すなわち都市的アクセシビリティの良い公園は、それだけでも行くきっかけとなる。小さな公園も商店街の近くや、学校、コンビニエンスストアの近くにあれば木陰とベンチだけでも昼食や休憩の場所になり、利用者は多くなるで、立地は大切な要素といえる。また、住宅地内でも、自治会等地域コミュニティの活動が活発な場所にある公園は、お祭や各種イベントの開催の場として使われており、広場としての活用の方が利用度を高めていると言える。そして敷地が広く、静かな場所と賑やかな場所の両方が備わっている公園。花や木々などの自然要素も十分にあり、季節感を体感しながら、目的とするアクティビティができれば、何度も行きたい公園になる。そして利用する人は、自分をその場所に同化させて絵になる風景を期待する。また、遊具が新しい公園、ユニバーサルデザインに配慮した公園、いろいろなイベントやアクティビティが体感できる公園などは、目的の異なる多様なユーザーに利用され、人の動きが見えることで、人が人を呼ぶという現象に繋がる。トイレは広く新しく、数も多く、使い勝手もいろいろある状態。清掃や除草が行き届き、清潔感のある明るい公園は人気が高い公園である。ドッグランもペット好きの家族に好評で、園内または周辺にペット連れOKのカフェ、おしゃれなレストランやコンビニエンスストア等があればさらに利用者は増えると考えられる。このように生活スタイルの条件が合った公園は、子供やペットを連れた人々等、多様な人々に利用されている。

公園が他のインフラストラクチャーと異なるところは、一つの機能に留まらず、多様性があり、利用者が主体的に行為を選択して利用ができるである。とくに、現在では社会ニーズの変化に合った、サービス施設が導入された公園は新旧を問わずよく利用されており、例えば最近では、国営公園でもビールが飲めるようになるなど、きれいな花が楽しめるだけの空間から、その花をより楽しく楽しめることのできる空間に生まれ変わりつつある。

2) みんなに使われる公園を目指す

公園は誰もが日常に使える場所であってはならないし、例えば海外からの来訪者のような日常以外の利用者にとっても、ほっと心安らぐ場所であることが望まれる。「みんな」とは、老若男女、障害者や来訪者すべてということになるが、みんなが望み、必要だと感じることは同じではない。端的に例を述べると、お年寄りと若者のニーズは異なるし、目の不自由な人と耳の不自由な人のニーズは異なり、「みんな」のニーズを満たすことは簡単ではない。これは、ユニバーサルデザインの課題として取り上げられるコンフリクト（Conflict）の問題であり、衝突、葛藤、対立といった概念で、「あちらを立てれば、こちらが立たず」という状況のことを言う。異なる要求に対し、どのように配慮し、対処するかが課題となる。

また、望まれる「配慮」も、個人のとらえ方によって大きく異なり、「このような配慮をしておけば、どのような場合も大丈夫」といった配慮の方法はない。高齢者や障害者の人々もライフスタイルや考え方はいろいろで、「配慮してもらえて当たり前」を主張する人と、「年寄り扱いしないで!」あるいは「障害は自分で克服して生活してきたので、これからは助けが必要な時だけお願いしたい」と自立した生活感をもつ人も少なくない。このように個別に状況が異なる人の尊厳を傷つけないように対応策を講じることはとても難

しいことである。

「みんな」の都合に合せた整備は不可能ですから、何にお金を投下して整備するか、優先順位を決める必要がある。公園の利用者の状況、たとえば高齢者が多い住宅地の場合や、事業所や商店が主体で、就業者や訪問者が利用者の主体となる場合、近隣に障害者の施設が位置した場合などを念頭に置いて、配慮を必要とする人たちからの意見を聞くことが重要である。

防災面に関しては早急な対応が求められており、ユニバーサルデザインと同時に社会生活のシステムとして検討する必要がある。スピード感のある判断が必要な有事の対応では、高齢者や障害者あるいは緊急時のスピードに対応できない人たちが、自らその状況を積極的に申し出るようにして、みんなが同時に行動できる仕組みを作っておく必要がある。そして、それぞれのやって欲しいことは前述したように対立する可能性はあるが、ポイントは「何を優先的にやれば、みんなの安全が最も保てるか」ということを当事者同士で確認し合い、優先順位を決定することである。そうすれば、それぞれのもつ不具合が確認できると同時に、緊急時にはお互いの優位性を発揮して、不具合をカバーし合える状況が生まれることが想定できる。

ちなみに防災的な観点から避難場所等防災計画に位置づけられた公園は、有事を想定した管理運営が必要となる。管理者の心構えとして利用者である高齢者や障害者に対しては、身体特性を想定しておくこと、また挨拶やちょっとした日常会話による声かけなどにより顔見知りになる努力をして、日頃からの信頼関係を築いておくことが重要である。日常で信頼関係が築けなければ、ユニバーサルデザインどころか、有事の時は、ちょっとした連絡の不備などが発端となって、利用者の全員が有事への対応行動、たとえば避難経路から集合場所への誘導、危険性の想定される場所等の確認項目の理解など、不測の事態への対応手順と行政の本部機能への連絡を速やかに行動に移せることが求められる。形式的であるよりも、より現実的でスピード感のある対応を実践的な研修を繰り返すことにより、自信をもって行動できる状況を備えておくと、安全は確実なものとなる。

1-2. 公園の魅力はどこにあるのか

公園は、ストックを活かし、時代のニーズに沿った再整備、改修と維持、運営管理を行う時代となった。そこで、ストックとしての公園の魅力を考えてみる。

1) 美しい景観と時間(人の作為を超える場面)

まず、公園には多くの植物があり、植物の組み合わせによってできる景観は公園がもつ大きな魅力である。歴史的なストラクチャーは別として、いわゆる公園施設は出来上がった直後が、見た目もきれいで最も新鮮に感じるが、時間の経過とともに老朽化し、陳腐化する場合さえある。それに反比例するのが植物であり、植物は生物であるから、環境と時間によって大きく生育するものもあれば、環境が不適合で早々に枯死してしまうものもある。また公園の植物は計画以前からその地にあった既存木もあれば、計画・設計によって植栽

された種類もある。個体別の生命力や気象、土壌条件といった自然条件、とりわけ植栽直後の気象条件は生死や成長を左右する。人が計画し、管理に注力しても、植物個別の生命力をコントロールするには及ばず、自然条件をクリアした植物の成長が空間と時間を演出する。

現在のように社会基盤整備が均一に行き届き、極端な地域差が感じられなくなった環境では、なかなか四季の移ろいを実感する場面にめぐり会いませんが、少なくとも公園で散見できる植物の景色には自然の一端にめぐり会う風景があるのではなかろうか。

早朝から夕暮れまで、各地の気象や地形と相まって演出される美しい景観は人の作為を超えるものであり、誰もがその美観を否定することなく平等に感動できると思われる。視覚障害の人には関係ないのではと思われるかもしれないが、視覚障害の人は、空気感や風の流れや気温による皮膚感覚、匂い等、当事者の経験の積み重ねによって、独特の空間の感じ方があるそうである。とくに、駅や道を歩いている時は、安全に歩くことが優先事項であるが、公園のようにリラックスできる場所であれば、味わう感覚も異なるのではないかとと思われる。

春夏秋冬にともなう花鳥風月を愛でるいわゆる物見遊山の習慣は、花見、紅葉狩り、螢狩り、虫聴きが平安貴族に始まり、桃山、江戸時代で庶民に広まったようである。月見は奈良時代に始まり、後に農耕の祭となった。野遊びは、春の特定の日に終日、摘み草をして食卓に供することをしたようである。これは現在の山菜採りやきのこ狩りに通じるものがある。これらの自然を味わうライフスタイルは、遊び道具やエンタテインメントが溢れる現代社会においてはいささか地味な行為と位置づけられるのかもしれないが、人間が動物として五感を研ぎ澄まし、自然に呼応し、覚醒あるいは鎮静を体に伝えて、動くことは子どもの成長や高齢者の老化防止にも重要だといわれている。

現代の子どもは外遊びをしなくなったとよく言われるが、十分な外遊びを知らないままに成長しているという見方があるのではなかろうか。高齢者についても、加齢は同じであっても体力、気力には個人差が大きく、いつも外出して適度に運動し、人とのコミュニケーションが楽しめる人は心身の健康を保つことができる。外出は第二の心臓といわれる足の筋肉を使い血行をよくすること、コミュニケーションは会話を促すことで、脳の働きを活性化することに繋がる。成人病などによって運悪く麻痺が生じた場合でも、リハビリテーションによって心身を健全に保つ努力のできる人は、元気を維持することができる。

このように、公園は生活を豊かに、身心を元気にできる場所と位置づけることができるであろう。しかも一部の有料公園を除いて 24 時間利用でき、多くは無料であることから、使い方によっては自分の庭のようにお気に入りの場所として楽しむ人もあるであろう。植物がいっぱいの自然を体感することは、ユニバーサルデザインを考えるうえで、もっとも魅力となる要素であると考えられる。

2) 親切、清潔、たたずまい(人為による場面)

公園は人との出会いの場でもあり、会話を交わすことがなくても、人の動きやさまざ

まな活動を見ることで元気やチャレンジの気持ちが触発されることもあるであろう。

また、公園には美観を維持し、利用者のためにさまざまな管理に携わる人がいます。昔の公園にはトイレに落書きがあったり、掃除がしてなかったりで、暗くて危険な雰囲気、漂い、使いたくない例が多くあった。かつては、なるべく管理をしなくてよい整備をすることが一つの条件でもあり、管理に重点が置かれていない状況であった。

しかし、現在の公園はかつてとは異なり、比較的大きな公園の多くは、トイレは常に清掃が行き届き、清潔が保たれている。また、事故や事件が起こらないために、園内パトロールを行い、利用者が何事もなく安全に過ごせる配慮を行っている。さらに大きな公園の場合は案内所があり、不明な点や困ったことには親切に対応してくれる。知名度の高い庭園などは、外国からの訪問者に人気の場所であり、多言語の解説リーフレットや、音声ガイドなどが設置してある場合もある。そして、前述した美しい風景も木々が繁って見えなことがないよう、適宜剪定して、見るべき場所が維持されたたまたまになっている。

このように現在の都市公園のうち、規模の小さい公園は、相変わらずの使いがっての悪い場所も多い状況は否めないが、規模がやや大きめの公園の多くは、指定管理者制度等の導入によって、常時、人がいて管理がされる状況にある。これが昔の公園と大きく異なるところで、利用者は気持ち良く使えることがあたり前に感じられる公園が増えている。人の介入によって、親切、清潔、たまたまが維持されれば、公園の魅力はパワーアップする。公園は、生活するうえでのサービス施設として、高度化の途上にある。

3) 基準プラス、基準マイナス—もっと楽しくなる方法を加える

(1) 植物の特徴を活かし基準を上回る公園へ

公園のユニバーサルデザインを進めるにあたって法律の定める基準のなかには、植物に関する事項はない。それは公園を利用する人に対し、直接的な便、不便に影響しないという考えからだと思われる。しかし、植物は公園の魅力を考えるうえでは、ユニバーサルデザインに不可欠なプラス要素なのである。植物の魅力は、色のコントラスト（視覚）、香りの癒し効果（臭覚）、葉擦れや乾いた落ち葉を踏む音（聴覚）、手で触ったいろいろな感触、足で踏む感触（触覚）の四感で得られる特徴があるにもかかわらず、植栽計画ではそのような感じ方を考慮した植物の選択や演出はそれほど意識されてこなかったのではなかろうか。センサリーガーデン（感覚の庭）といった場所も整備された例は各所に見受けられるが、楽しむ手法が充実していないのが現実である。植物は一人一人の感性の違いで、花を愛でる人もいれば風景として魅力を感じる人もいる。人によって感じる対象も感じ方も違うはずであるから、さりげなくある植物やいつもの風景が、夕焼けなどの時間にだけ見られる空色と樹木のコントラストや、一陣の風によって舞う落ち葉や花など、途方もなく美しく見える刹那こそが人の手ではなし得ないドラマチックな自然との出会いといえるのではなかろうか。

そしてこれまであまり充実していなかった五番目の感覚である味覚。すなわち食の提供については、たとえば公園にあるキッチンガーデンのようなものがある。多くは野菜が植

えられて名前が表示してある例が多いが、子どもが、苗の植付け、手入れに収穫に参加する機会をつくり、そしてその収穫物を食材にしたカフェ&レストランが公園にあれば、子どもたちの野菜嫌いを克服する機会となるとも思われる。健康を掲げたコンセプトの公園は、スポーツメニューと健康食のメニューの提供などアイデアはいくらでも広がり、行きたくなる公園づくりに貢献するように思われる。このように食べる植物は、五感への貢献度が高く、公園にとっては基準を超えた大きなプラス要素となる。植物園等の学習要素の高い教育施設もありますが、誰もが楽しめる植物の持ち味を味わう整備は、基準を超えたプラス要素として計画には盛り込みたい。

(2) 基準を下回ってもおもてなしソフトで魅力的な公園へ

各種の施設がユニバーサルの基準に対応した公園ができたが、そのアクセスは、長いスロープの園路や、ショートカットの階段には手すりが十分過ぎるくらいに設置してあったりする。基準の達成を紹介する事例には好都合であるが、この長いスロープを車いすで上れる体力の人がどのくらいいるかということを考えると、この長いスロープはあまり現実的な活用は見込まれないと思われる。延々と続く斜路は、フラットな踊り場が基準通りにあっても、取り立てて眺めがよいわけでもなく、その過程に楽しめる要素がなければ、基準さえクリアすれば良いのか、と疑問が湧く。そして上りきって何もしなければなおさら疲労感があるのではなかろうか。手すりだらけの階段やスロープを写真に撮ると、プロダクトの整備だけが、「やりました」と主張して、いささか押しつけがましく豊かな環境という言葉は浮かんでこない。

坂道で有名なサンフランシスコのロシアンヒルにあるロンバードストリートは世界一曲がりくねった道で、高低差もあるが、花に溢れ、絵になる風景であり、ついつい体力を忘れて上って、あるいは下ってみたいという観光客で溢れているが、景観を損ねるという理由からと思われるが手すりは設置されていない。

歴史性を配慮した公園、庭園や史跡などは、歴史的な価値が最優先事項である場合がある。文化財等に指定されていればなおさらであり、現状維持が前提となるが、文化財だから全く手をつけられないというのではユニバーサルデザインの精神にいささか欠けると思われる。少しでもみんなに楽しんでもらうチャレンジをしたいものである。基準に沿う施設整備が無理であることはしかたないと思うが、ちょっとしたメンテナンスの範囲でできることは、たくさんあると思われる。

たとえば土の園路にみられる雨上がりの水溜まりや洗掘による段差、石のずれによる段差や隙間などは、水を取り除いて土を入れ、転圧することや、段差のある石を調整して水平にするなど施設の持ち味を損ねることなく維持管理によって使いやすくできることは数多くある。基準が整備できなくても、さまざまな管理のアイデアで魅力的な公園にしたものである。

ちなみに、アメリカの ADA 法にも歴史的な施設の維持にそぐわない基準があるということで、数値を場所によって柔軟に対応するなどの見直しが見直しがなされた経緯がある。

広大な公園の場合は園内を回遊する乗り物がある場合もみられる。その他にも案内付き

のライディングオプションによって軽々と高所に登れたり、眺められたり、遠くまで楽々と到達できたりすれば、移動円滑化の達成感もあるというものである。また、伝い歩きができるようにデザインされた手すりは基準を守るだけでなく、利用することによって、体のストレッチになり、さらに「楽しい伝い歩きインストラクター」の指導があることで、単なる手すりではなくなる。いろいろな事情で基準通りができない場合があったとしても、工夫とソフトプログラムを加えれば、マイナス要素のプロダクトをプラスに転換することができる。これらの例をみても、ソフトウェア、言い換えればサービスのかたちや仕組みによって、整備基準からはややマイナスとなっても、プラスに転化することができるのではと考える。人とのコミュニケーション、さらには人と一緒にできる行為は、がんばりも利くし、達成の分かち合いもできる状況が生まれる。基準は最低限度の配慮事項と考え、利便を供するだけでなく、もっと楽しくなる方法を加えることによって、ユニバーサルデザイン施設の展示場のような公園から、公園の特徴に合ったさりげないおもてなしの行為や設えがしゃれていて、人もたらずまいも楽しく美しい公園にしたいものである。

Ⅱ．法制度が定めるユニバーサルデザイン

まちづくりでは、すべての都市基盤施設（インフラストラクチャー）が個別で成立するものではなく、相互に連続して機能を発揮することで、より質の高いユニバーサルデザインが実現できる。したがって、公園を整備する際にも、まず、公園を取り巻く周辺のインフラストラクチャーはどのような整備状況か、うまく連動しているかの確認を行い、公園への連続性を考えることを忘れてはならない。

この章では、駅等の公共交通施設、道路、建物、そして公園といったインフラストラクチャーのユニバーサルデザインに関連する仕事を手がける時、知っておくべき基本的法律を整理する。

2－1．バリアフリー法と移動円滑化について

1)バリアフリー法の目的

あらゆる人々が生活の場所で不足を感じることなく活動できるように、アクセシビリティを確保するための法律として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」が平成 18 年に施行された。

同法の趣旨は、移動や施設を利用する際の利便性や安全性の向上を促進するために、あらゆるインフラストラクチャーのバリアフリー化を推進すると共に、駅を中心とした地区や多くの人々が利用する施設が集まった地区の、重点的かつ一体的バリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化のためのソフト施策も充実することである。

(1)バリアフリー法の基本事項

同法の基本的な仕組みには、以下の 6 項目が掲げられている。この仕組みは主務大臣から住民に至るまでの人の係わりにより、計画的かつ継続的にバリアフリー化を図ることを意図している。

- ①主務大臣によるバリアフリー施策を推進するための「基本方針」の作成。
- ②バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置。公共交通機関の旅客施設及び車両及び建築物の基準適合への努力義務と、道路、路外駐車場、都市公園等における、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動円滑化基準）」への適合の義務づけ。
- ③重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施。
 - ア. 市町村による基本構想の作成
 - イ. 基本構想に基づく事業の実施
- ④計画段階からの住民等の参加の促進を図るための措置。
- ⑤「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進。
- ⑥地方自治体等との移動等円滑化経路協定。

(2)対象施設及び対象者の拡充

バリアフリー化の対象施設は「旅客施設及び車両等」、「道路」「建築物」に「路外駐車場」、「都市公園」が加わり、拡充され、また、公共交通機関のなかに「福祉タクシー」が追加された。これにより、社会生活の基盤、公共福祉の基盤となる施設はすべてがその対象となった。

また、同法では、対象者として想定される利用者が高齢者・身体障害者に加えて知的障害・精神障害・発達障害者など、すべての障害者が具体的に記載され、対象となった。すなわち、目に見える肉体的な障害だけが、障害ではないということで、対応は注意深く行うことが必要である。

(3)対象施設の整備目標の設定

同法の基本方針では、各施設の整備目標が設定されている。当初、平成 22 年度末が目標年次であったが、同年度末に、平成 32 年度末が目標年次の新たな整備目標が盛り込まれた新基本方針が設定された。

また、基本方針では、国の責務として、継続的な向上や改良を意味するスパイラルアップや心のバリアフリーの推進、地方公共団体の責務として、必要な条例などの制定の推進などが定められている。

ちなみに、都市公園の実績値をみると、平成 26 年度末では、園路及び広場が約 49%、駐車場が約 45%、便所が 34%である。平成 32 年度の目標値は、園路及び広場と駐車場が約 60%、便所が 45%と設定されている。

表 2-1 整備目標

		H22年3月末での 達成状況 ^{*1}	H22年末 までの目標	H32年度末までの目標案
鉄軌道	鉄軌道駅 ^{*1}	77%	原則100%	・3,000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件をふまえ可能な限りの整備を行う ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	38路線449駅	(目標なし)	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両	46%	約50%	約70%
バス	バスターミナル ^{*1}	88%	原則100%	・3,000人以上を原則100% ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス ノンステップバス	26%	約30%	約70% (ノンステップバスの目標については、対象から適用除外車両(リフト付きバス等)を除外)
	リフト付きバス等	—	(目標なし)	約25%
船舶	旅客船ターミナル ^{*1}	100%	原則100%	・3,000人以上を原則100% ・離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情をふまえて順次バリアフリー化 ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船	18%	約50%	・約50% ・5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ・その他、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル ^{*1}	91%	原則100%	・3,000人以上を原則100% ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機	70%	約65%	約90%
タクシー	福祉タクシー車両	11,165台	約18,000台	約28,000台
道路	重点整備地区内の 主要な生活関連経路 を構成する道路	78%	原則100%	原則100%
都市公園	移動等円滑化園路	46%	約45%	約60%
	駐車場	38%	約35%	約60%
	便所	31%	約30%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	41%	約40%	約70%
建築物	不特定多数の者等が 利用する建築物	47%	約50%	約60%
信号機等	主要な生活関連経路 を構成する道路に設置 されている信号機等	92%	原則100%	原則100%

*1 H22年末までの目標については1日平均利用客数5,000人以上の者が対象

*2 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。また、H22年3月末での達成状況の数値は一部速報値

(出典:「移動円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」(国土交通省ウェブサイト)を一部修正)

2) バリアフリー基本構想と重点整備地区

同法の施行に際し、特筆できるものとして、各種施設の移動等円滑化基準への適合を義務づけるほかに、バリアフリー基本構想制度の導入があげられる。

基本構想は国の定める基本方針に基づき、市町村が策定する。その意図は、それまでバリアフリー化の中心が公共交通機関の駅等に代表される旅客施設や車両であったことに対し、たとえば駅周辺、高齢者や障害者が利用する施設が集中する地区を「重点整備地区」として面的に指定し、その地区にある対象施設は移動円滑化基準に基づき整備を推進することである。基本構想の作成の際には、高齢者や障害者等利用対象者の意見を聞きながら継続的に推進することや、関係者と必要に応じて協定を結ぶことなどを含め、現実的な整備を進めていくことになっている。

3) 各種移動等円滑化基準について

各種の移動円滑化基準は、①公共交通、②道路、③駐車場、④公園、⑤建築物がそれぞれ省令、政令で定められている。

旅客施設及び車両等の公共交通施設、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などを新設する場合は、それぞれバリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合が義務付けられ、既存の施設においても、基準適合への努力義務が課されている。

(1) 公共交通移動等円滑化基準

公共交通事業者が旅客施設を新設・大改良する際や車両を新たに導入する際には、公共交通機関に関するバリアフリー化基準(公共交通移動等円滑化基準)へ適合させなければならない。また、既設の旅客施設や車両等に対しても、基準に適合するよう努めなければならない。

下記の公共交通機関にはそれぞれ定められた基準がある。

公共交通機関	具体的な対象等
旅客施設	鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル
車両等	鉄軌道車両、バス車両、福祉タクシー車両、船舶、航空機

表 2-2 各種移動等円滑化基準

項目	名称	所管(作成年月)
公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省[省令第111号] (平成18年12月)
道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省[省令第116号] (平成18年12月)
	移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省[省令第116号] (平成18年12月)
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省[省令第112号] (平成18年12月)
公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省[省令第115号] (平成18年12月)
建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省[政令第379号] (平成18年12月)
	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省[省令第114号] (平成18年12月)

(2)道路移動等円滑化基準

道路管理者は、管理する道路を道路に関するバリアフリー化基準(道路移動等円滑化基準)に適合するよう努めなければならない。

生活関連施設を結ぶ道路のうち、高齢者、障害者等が通常徒歩で利用する道路を特定道路として国土交通大臣が指定する。

市町村等の道路管理者が特定道路の新設・改築を行う際には、道路移動等円滑化基準への適合が義務づけられる。特定道路の新設・改築後は、当該基準を維持するように管理することが道路管理者に義務づけられており、また当該道路には道路占用の許可基準の上乗せ措置(新設・改築後の歩道幅員を確保するための措置)も講じられる。なお、重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路については、これまでと同様に、重点的に基準に基づいた道路整備を実施していくことになっている。

(3)路外駐車場移動等円滑化基準

面積が 500 m²以上の有料駐車場を整備する場合は、特定路外駐車場となり、車いす使用者用駐車施設を 1 カ所以上設けるなど、路外駐車場に関するバリアフリー化基準(路外駐車場移動等円滑化基準)に適合させなければならない。また、既設の駐車場のうち、特定

路外駐車場の要件（面積、有料施設）に当てはまる施設は、できる限り基準に適合するよう努めなければならない。

なお、特定路外駐車場を設置する際は、設置者が都道府県知事等に届出を行うことになっている。公園や公共建築物の駐車場は、これに当てはまらない。

（４）都市公園移動等円滑化基準

都市公園の移動等円滑化基準については、本稿の基本となる基準である（後述）（５）建築物移動等円滑化基準と建築物移動等円滑化誘導基準

誰もが日常利用する建築物や老人ホームなどの特別特定建築物について一定規模以上の新築等を行う建築主等は、バリアフリー化のための必要な基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させなければならない。また、これらの既存の建築物に対しても、基準に適合するよう努めることとなっている。

なお、対象とする建築物の用途、規模や建築物移動等円滑化基準の内容については、地方公共団体の条例により強化されている場合があるので、確認が必要である。

また、多数の者が利用する学校、事務所などの特定建築物について新築等を行う建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めなければならない。公園内の建築物も同様である。

バリアフリー化のために誘導すべき基準（建築物移動等円滑化誘導基準）を満たす特定建築物の新築等をする際は、建築主等は、所管行政庁による計画の認定を受けて、さまざまな支援措置を受けることができる場合がある。

４）法制化のねらいと課題

同法法制化以降、都市のバリアフリー化は徐々に進みつつあり、例えば駅に関しては、平成 22 年度末には 9 割が目標に達したため、平成 32 年度末までの目標として、一日平均 3,000 人以上の駅を対象とするなど目標設定が改定されている。すでに平成 26 年度末で達成率は 9 割を超えているが、一方で課題も残る。

バリアフリー基本構想は平成 27 年 12 月末で 288 の市町村で 465 の基本構想が策定されているが、同年 12 月の市町村数は 1,741 であるから、全国レベルでみると策定している自治体の割合では 2 割に満たない状況である。また、策定している自治体が都市部に集中している傾向があり、今後、とくに地方部で高齢化が進行していくこともあり、国内全体でバリアフリー基本構想のような整備計画を整備することは急務と考えられる。

バリアフリー基本構想の取組みを推進するために、国ではガイドブックの提供（平成 28 年 9 月に改定）、バリアフリープロモーターの派遣などを行っているが、財政難や自治体担当者の異動によるノウハウの消失、民間を含めた関係者調整の困難さなどの原因により、思うように進捗していないのが実情である。今後、オリンピック・パラリンピック等のビッグイベントに際して国が一体となって進めようとしている政策や、地方都市では各国、

各競技のキャンプ地候補に名乗りを上げるためのセールスポイントとしてユニバーサルデザインは着手されると想定される。とくにパラリンピックに対応した政策が全国的に徐々に浸透し、改善に向かっていくものと思われる。

心のバリアフリーの推進については、国土交通省地方整備局、地方運輸局などがおもに健常者の小中学生や旅客事業者などを対象としてバリアフリー教室等を開催し、自治体においてもイベントや会議が開催されている。障害者差別解消法が施行され、今後、障害者の社会進出がますます進んでいくなかで、障害者側が生活の自立のために本当に必要なものを誰にも解りやすく説明することも求められている。たとえば居住地での基本構想策定に参加するなど社会に対する参加貢献も重要さを増し、その方法や発言のステージは多岐にわたることになるであろう。

心のバリアフリーの定着については長い時間がかかるものと思われるが、オリンピック・パラリンピック等は心のバリアフリーを推進するための起爆剤となるであろう。この機会が上手に活用され、一人でも多くの人たちがこの国、この場所に住んでいてよかった、訪れてよかったと感じられる社会になるようユニバーサルデザインのまちづくりが望まれる。

2-2. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説

『ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版)』『ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版)』より

同法の施行における各種の移動円滑化基準への適合を踏まえ、平成 20 年には国土交通省からより具体的な指針として都市公園の移動円滑化ガイドラインが策定され、その後、平成 23 年 8 月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」により、バリアフリー法の一部が改正され、平成 24 年 4 月に、地方公共団体が設置する都市公園における特定公園施設の設置に関する基準については、省令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることになった。また、同年には都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインが改訂されている。ガイドラインに追加されているのは次の 2 項目である。

①その他の施設に関するガイドライン

→ベンチ、野外卓の追加

②情報提供、利用支援に関するガイドラインの追加

都市公園の移動等円滑化ガイドラインの改訂にともない、平成 29 年 3 月に改訂出版された『ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（改訂版）—都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説』（社団法人日本公園緑地協会）を利用して公園づくりを考えてみる。

	概要	
1編	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	都市公園のバリアフリー化の背景、基本的考え方、推進方策、位置付け、対象施設と対象者、ガイドラインの活用について
	1部 同ガイドラインについて	
	2部 ガイドライン ・法律のガイドライン ・都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン ・都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン	・法の枠組み、公園管理者の責務、特定公園施設と例外規定による除外と特定建築物、特別特定建築物の適合義務との追記 ・特定公園施設のガイドライン ・その他の施設に関するガイドラインの追記 ・情報提供、利用支援に関するガイドラインの追記
2編	バリアフリー法による公園づくり ・同法の基本的な考え方 ・公園管理者の義務 ・特定公園施設の例外規定 ・バリアフリー化の配慮事項 ・基準適合の作業手順 ・基準適合の確認 ・バリアフリーの整備	法律に基づく基準により都市公園のバリアフリー化を公園管理者の義務として実現させていくこと。法律の一部改正により、公園管理者の条例によって特定公園施設を整備することになったので、地方公共体の責務が重くなった。そのため、公園整備の手順や基準適合の確認などが詳述してある。
3編	みんなのための公園づくり ・公園計画のユニバーサルデザイン ・公園施設のユニバーサルデザイン ・公園運営のユニバーサルデザイン ・公園施設及び運営の工夫	・公園の計画の考え方と、都市におけるネットワーク、重点整備地区との整合性等を踏まえ、新規整備と既存公園の整備手順が示してある。 - 特定公園施設を含めた主要な公園施設の整備に関する解説 ・運営の取り組みに関する解説 ・事例紹介

同書は今後の都市公園のユニバーサルデザインに関する技術的な指針となることを目的として作成され、法律で示す整備のための基準はもとより、公園運営の取組みに関しても事例を交えて解説している。公園や都市等の外部空間を企画、計画、設計、運営することを業務とする人にとっては基本を知るマニュアル書である。

1) 同書の構成とバリアフリー化の基本的な考え方

同書の最初には、都市公園バリアフリー化の基本的考え方として、次の3つが記載されている。

- ①ユニバーサルデザインの考え方には、物理的なバリアだけでなく、ハード・ソフト両面からすべての人々へ配慮する必要があること。災害時での活用を考慮した整備および管理運営をすること。
- ②自然環境や人文資源等に関する検討し、歴史、景観、文化財等にも配慮すること。配慮に当たっては、円滑化基準整備の代替として人的利用支援や情報提供等の対応も検討すること。
- ③整備後における適切かつ継続的な取組み、適切な管理運営や実態調査等による背景を汲み取り維持・向上をしていくこと。

2) 都市公園の移動円滑化とは

(1) 対象者—基本的にはすべての人

公園の利用者の「誰もが」とはどのような人を想定しているであろうか。一般にはすべての人だが、表 3-4 に示すような人々への配慮点を念頭に入れ、公園やその他のインフラストラクチャーを整備しようということである。

高齢者や車いすの人、後期妊産婦、外国人などは見た目でわかるが、聴覚障害や内部障害、発達障害や前期妊産婦は見た目ではまったくわからないこと、視覚障害は個人差が大きいこと、また知的障害、精神障害は人のもつ雰囲気の違いはわかっても、対人はとてもデリケートな配慮がいることなどがある。とりわけ、イベント時や災害時などの非日常においては、それぞれの肉体的なハンディキャップによって、情報の共有ができなかったり、多くのなかの少数の立場では必要なことが十分に主張できなかったりすることが想定される。

障害は個別に状況が異なるのでこれがすべてではないが、障害の状況を知るための基本として頭に入れておくとよい。

表3-4 配慮の必要な対象者及び特徴の例

対象者	想定するケース	主な障害の特徴
高齢者	・歩行が困難 ・視力が低下 ・聴力が低下	・歩行が不安定 ・階段、段差の移動が困難なこともある ・長距離連続歩行や長時間立位が困難 ・情報認知やコミュニケーションが困難
肢体不自由者 (車いす)	・手動車いす ・電動車いす	・階段、段差の昇降が不可能 ・移動に一定スペースが必要 ・上肢障害の場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難。文字記入や会話が困難な例あり
肢体不自由者 (杖等)	・杖などを使用 ・義足、義手、人工関節などを使用	・階段、段差昇降が不可能 ・長距離連続歩行や長時間立位が困難 ・上肢障害の場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難
内部障害者	・長時間の歩行や立っていることが困難 ・オストメイト	・長距離の連続歩行や長時間立位が困難 ・外見からわかりづらい ・障害によって、酸素ボンベ等の携行が必要
視覚障害者	・全盲 ・弱視 ・色覚障害	・視覚情報認知が困難 ・空間把握が困難、経路確認が困難 ・外見から気づきにくい場合あり
聴覚・言語障害者	・全聾 ・難聴、中途失聴 ・言語に障害	・音声による情報認知が困難、コミュニケーションが困難 ・外見からは気づきにくい
知的障害者	・初めて施設を訪れる場合 ・状況が変化した場合	・コミュニケーション、感情コントロールが困難な場合あり ・情報量が多いと混乱する場合あり ・周囲の言動に敏感
精神障害者	・初めて施設を訪れる場合 ・状況が変化した場合	・ストレスに弱く疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が表れることもあり ・新しいことに対して緊張や不安 ・混雑や密閉空間は不安
発達障害者	・初めて施設を訪れる場合 ・状況が変化した場合	・対人関係の構築が困難 ・多動性行動 ・特定へのこだわり、反復的な行動
妊産婦	・妊娠している	・歩行が不安定(下り階段の不安) ・長時間の立位が困難 ・不意に気分が悪くなる場合がある ・初期などは外見からは気づきにくい
乳幼児連れ	・ベビーカーを使用 ・乳幼児を抱きかかえている ・幼児の手をひいている	・長時間の立位が困難(抱きかかえ) ・子どもが不意な行動をとる場合がある ・階段、段差などの昇降移動困難(特にベビーカー) ・おむつ交換や授乳空間が必要
外国人	・日本語が理解できない	・日本語によるコミュニケーションが困難、あるいは不可能
その他	・一時的なけが ・病気 ・重い荷物 ・初めての場所	・移動、情報把握、設備利用等において困難となる場合がある

(2) 特定公園施設と適合基準

都市公園については、移動等円滑化の促進に関する基本方針、政令、省令のなかで、移動等円滑化の達成目標、バリアフリー化を義務づける 12 の特定公園施設の指定と、移動等円滑化基準が定められており、12 の施設と基準は以下に示すとおりである。ここに建築物移動円滑化基準に建築物として入らなかった野外劇場、野外音楽堂が入っている。

また、前記したが、その他の施設としてベンチ、野外卓が、そして情報提供・利用支援がガイドラインに追記されている。

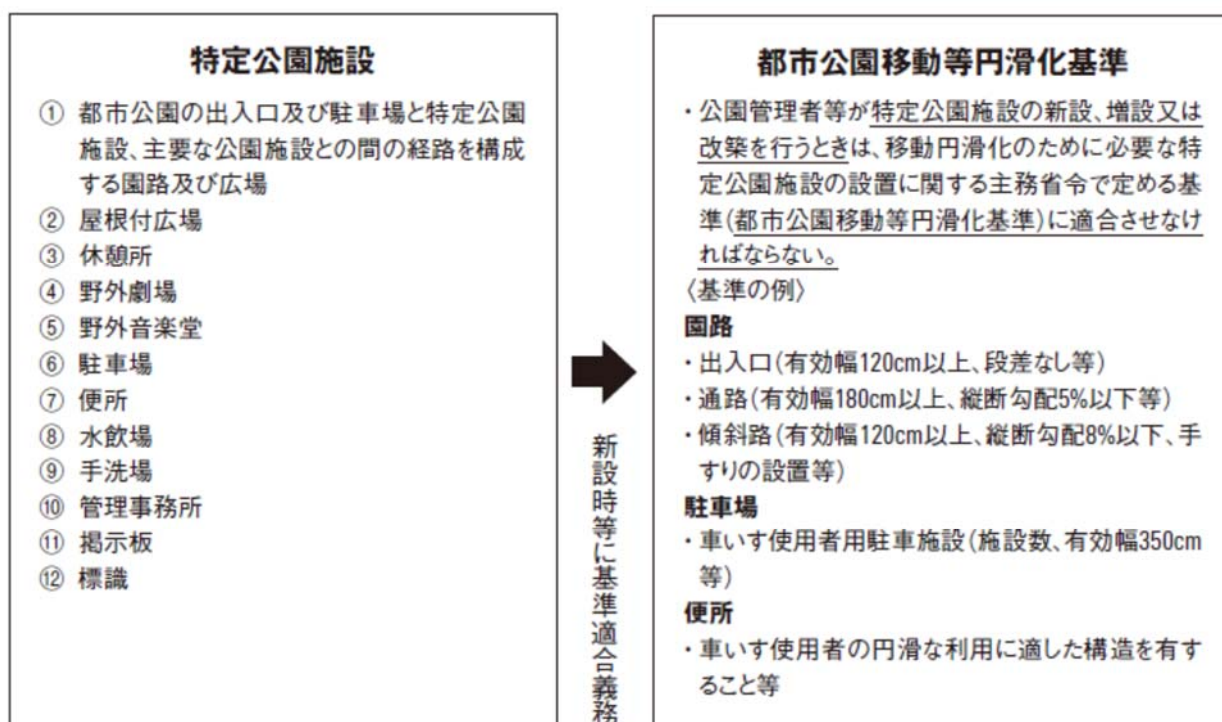
公園にとって休息施設が重要であること、また障害の多様性を念頭に置いた時、管理運営のなかでハード、ソフトの両面から情報提供や利用支援を重視した改訂となっている。

誰もが利用する以下の特定公園施設を設ける場合は、それぞれの施設において、少なくともそのうちの一つは、移動円滑化基準に適合させる必要がある。

- ①園路及び広場②屋根付広場③休憩所⑥駐車場
- ⑦便所（だれでもトイレ）⑧水飲場⑨手洗場⑩管理事務所
- ⑫標識（特定公園施設の配置を表示したもの）

また、誰もが利用する以下の特定公園施設を設ける場合は、そのすべてを移動円滑化基準に適合させる必要がある。

- ④野外劇場⑤野外音楽堂⑦便所（床、手すり付き床置き小便器等）
- ⑪掲示板⑫標識（上記以外のもの）



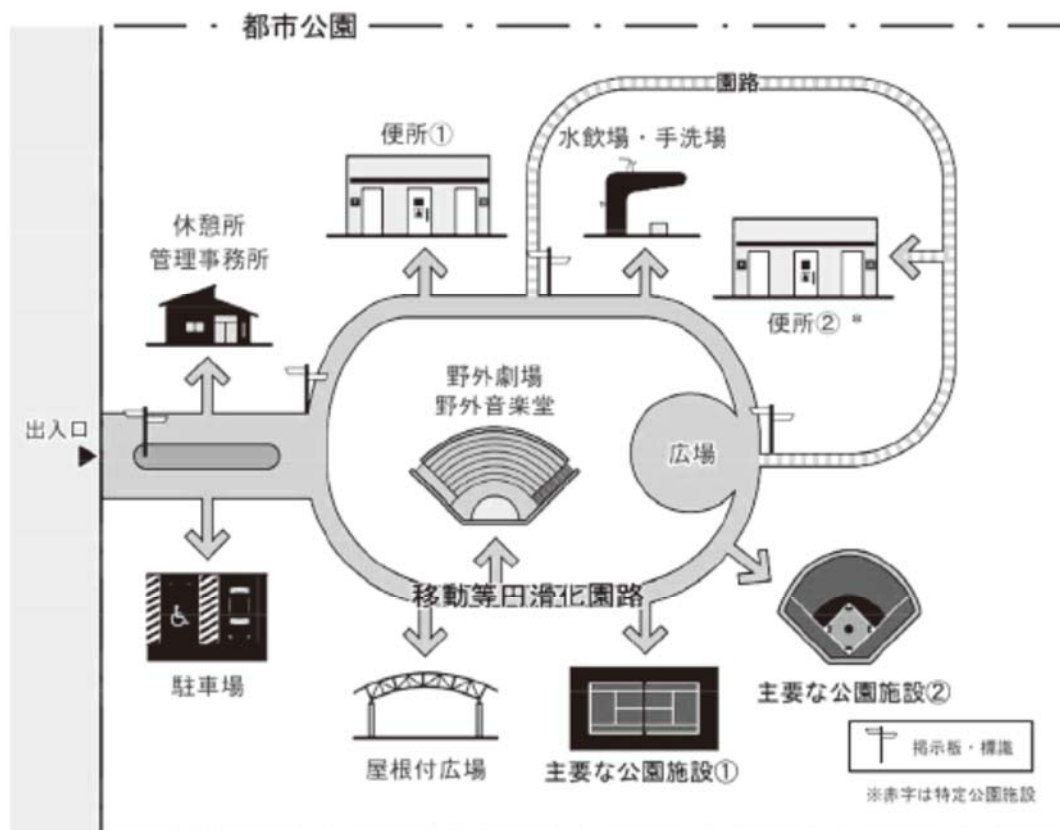


図3-6 移動等円滑化の模式図(出典:ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版))

(3) 園路と施設の接続性

図 3-6 はバリアフリー化された特定公園施設と主要な公園施設が園路で連続的に接続することを示した模式図である。このような「移動等円滑化園路の構造」が公園内に少なくとも1カ所以上あることが基準適合の条件となっている。このため、新たな計画や、既存公園の改修の際には、施設配置と動線の設定が重要なポイントになる。

(4) スパイラルアップ

法の基本事項の一つに事業の評価と継続的な取組みが揚げられている。ある時期に対象となる公園を法律に則り整備しても人も町も価値も時代とともに変化するものである。したがって変化を確実にキャッチアップし、その時々の評価基準をもって評価し、変化に応じた対応力が望まれる。このような持続的向上が必要であり、常にユニバーサルデザインには完成型はないと思って取り組む必要がある。

(5) 重点整備地区の総合的なユニバーサルデザイン

基本構想により重点整備地区を設定し、計画を実施していく必要がある理由は、地区内全体の総合的なユニバーサルデザインを目指しているからである。現在、交通施設、公共施設、また、商業施設やレクリエーション施設といった民間の大規模施設などもそれぞれにユニバーサルデザイン化が進んでいる。さまざまな分野が連携する際には、事業範囲や

管理範囲の境界線でユニバーサルデザインが途切れないことが最も大切であり、そして途切れない連携のなかに、公園もあるのである。

「ユニバーサルデザイン政策大綱（平成 17 年国土交通省）」では、すべての人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる環境にするため「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」都市施設を整備し、機能を発揮し続けられるように運営することが基本に掲げている。そして、それらの施設は一つ一つの機能性を向上させるだけでなく、相互に連携して機能を発揮すること、さらには地域に相応しい美しい景観を生み出し、そこでの人々の活動が活気あふれるまちになることが理想である。

2-3. 常に原点から取り組む姿勢を

ここでは、「みんなのための公園づくり」の骨格を述べてきたが、本稿では、同書に掲載されている特定公園施設を整備するための数値などは省いている。

ユニバーサルデザインの公園整備を行う時には、発注者や計画者はユニバーサルデザインの目的や基本理念を飛び越して、基準の数値をクリアする計画・設計に注力しがちである。しかし、実際に障害をもつ人々が求めていることは、まず、障害者の実際を具体的に理解することである。とくに公園の場合は道路等に比べると空間全体が安全であることから、配慮の名のもとに整備された施設が、実は過剰で使いにくかったり、施設の基準がクリアされていれも必ずしも楽しめる公園になるわけではないこと、そして障害をもつ人にとって公園を楽しむためには何が必要かなどを知ってほしいと望んでいる。高齢者や障害者を含む誰もが「公園で楽しい時間を過ごすために必要なもの、こと、人、場」を過剰にならないよう一緒に考え、前に進むことが求められている。

基準の数値に振り回されないで、本質は何かを常に問う姿勢が大事なのである。

仕事に際しては、ガイドラインの目的や基本理念に立ち返り、スタートすることが大切であり、そして今よりもなお魅力あふれる公園づくりを目指して取り組むことが求められている。

Ⅲ. グッドプラクティス

3-1. 施設整備と管理運営

ここでは、公園のユニバーサルデザインを実現し、魅力ある公園の価値を向上する具体的要素について考えてみたい。どのような公園にも共通に検討されるべき施設と、それらの効果効用を果たすための管理運営がある。

そこで、公園に共通する基本的施設と管理運営について考えてみる。

(1) 公園の7つの共通施設

ここでは公園を構成する施設のうち

1. 駐車場
2. 出入口
3. 園路、階段、スロープ
4. トイレ
5. 情報提供
6. 休憩所
7. 照明

の7つを公園のユニバーサルデザインの質を向上するための共通施設として取り上げる。このうち、駐車場、出入口、園路は、おもに「アクセス」に関する事項である。トイレは「生理現象への対応」、Web やサインなどは、「情報提供」に関する事項である。そして、休憩所や照明は公園の「魅力」作りに関わる施設である。

駐車場、園路とそれに付帯する出入口、トイレ、また情報の一部として標識と掲示板、休憩所は特定公園施設であることから整備のための基準が設けられている。

これらの施設は、基準はもとより、管理運営などによってより効果をあげる施設として取り上げる。

(2) 管理運営の主な項目

公園の管理運営の内容は主に以下の項目である。

①維持管理

- ・設備等を含む施設管理（清掃・点検・補修等）
- ・植物管理（剪定・施肥等維持育成に関する植栽管理、植付け、水やり、施肥、花がら摘み等の維持育成に関する花壇管理）

②運営管理／自主事業・委託事業（施設運営・イベント等の開催）

対象となる公園や園内施設を活用し、公園の利用効果を高めると考えられる各種の提案型事業。飲食サービス系、健康・スポーツ系、自然教育系、歴史・文化系、子どもの遊び系、園芸系などのさまざまなイベントの実施。系統別の委託事業の場合もある

③危機管理安全管理マニュアルの整備、危機管理ネットワークの構築、事故対応の仕組

みと体制の構築、安全管理の本部組織の構築と報告、安全・防犯のための巡回等
④法令管理として公園施設の財産管理と公園台帳の管理専用と使用に関する事項

(3)各施設と管理運営のポイント

以上の項目のうち、前出の7つの施設と直接関わる日常の管理項目は、①の設備等を含む施設管理（清掃・点検・補修等）であり、施設利用の快適性や安全性を維持、継続することになる。

各施設は、整備後から劣化が始まる。概ね一定の耐久年数はあるが、人気がある施設、常時使われる施設は劣化も早まる。また、軽かった傷みでも、長い期間、風雨に晒されると急速に劣化、腐食などが進む場合もある。したがって管理不要の施設はないことを前提とし、安全を念頭に置いて管理を怠りなく行わなくてはならない。

さらに施設ごとの管理運営面のポイントに注目することで、施設自体の魅力が向上するものと考えられる。

1. 駐車場……情報を含めてスムーズな誘導案内をする
2. 出入口……利用者に必要な対応ができる窓口機能を具備する
3. 園路……歩いて、たたずんで楽しめる景色づくりをする
4. トイレ……清潔と快適さの維持により、人の尊厳を損なうことがない管理をする
5. 情報提供……誰にでも解りやすく、行く前から当該公園の楽しさが想像できる情報発信の工夫をする
6. 休憩所……魅力的な場所で、場所に馴染むサービスを充実する
7. 照明……安全のためのみならず夜も楽しめる演出をする

3-2. 7つの共通施設をグッドプラクティスに

各施設のグッドプラクティスは、基準が満たされていることを前提とし、公園を楽しんでもらうためのより良い方法を示すこととする。グッドプラクティスはいろいろな段階があるので、まずはグッドプラクティスの全容を把握することをお勧めする。それから優先順位を考え、利用者にとってすぐにでも行うべき事柄、また、将来を見据えて行うべき事柄を検討していただきたい。

1) 駐車場のグッドプラクティス

(1)スムーズな障害者用ブースへ誘導の工夫

障害者や高齢者の人が、比較的遠方の公園に行く場合、自動車での移動は大変便利で、活用する人は多い。そこでまず、公園の駐車場は障害者ブースの有無がわかる事前の情報が必要である。次は、現地入口に近づいた時に車のスピードでも見失うことのない位置へ

見やすい大きさと入口までの距離を記した駐車場看板を設置し、そして駐車場の入口では障害者用ブースの位置方向を明示して、スムーズに到達できることが必要である。これが一連の流れになって、迷うことなく誘導されなければならない。

また、駐車ブースが正しく活用されるよう、パーキングパーミッション制度を利用すると良い。障害者対応の駐車場数は少ないので、将来的には Web を活用した予約システムができると便利である。

(2)有事への工夫(エリアの割付計画)

災害の折には地域の拠点となる公園が物資供給の基地となるが、一方で、被災者は車の中で過ごす人が多くなる。そこで周辺の車道との関係を十分に考え、物資搬入用の車両の出入りと駐車範囲、人の集散などを考え、一般車は駐車場以外の園内導入が必要な場合が想定される。そうなった時のエリア設定（園路、広場等）を想定しておき、スムーズに誘導できる準備をしておくべきである。

(3)イベント等での誘導の工夫

駐車場が 1 カ所の場合、イベント会場は駐車場に近い場所に設営し、園内アクセスの利便に供すると良い。駐車場が複数箇所ある場合は、イベント会場に最も近い駐車場を障害者車両優先の駐車場とし、会場への誘導を短距離で明示することが親切である。

とりわけ、パラスポーツイベントの場合は、アスリート、見学者ともに車いすユーザーが多くなるので、車いすユーザーの乗降に対応できるよう、普通幅の駐車場 3 台分を障害者車両は 2 台分にして誘導すると良い。

また、報道関係等の車両の駐車スペースは、一般車両やアスリート車両と動線が交差しない入口で、そのためのスペースを確保することや、入場の時間調整を行い、車両別にスムーズな誘導をする必要がる。

(4)屋根付き駐車場と屋根付き園路

車いすユーザーは、車いすの上げ下ろし作業で、雨天であっても乗降時に傘をさすことができない。また、脊椎損傷者は体温調整機能が低下しているケースがある。このため、雨天の乗降時には雨を避けられ、夏の晴天時には駐車中の車内の温度が上がりにくい、屋根付き駐車場の効用は大きいといえる。

また、車いすユーザーが雨天時に公園を利用するケースは少ないと思われるが、公園で開催される集会やイベントなどの場合は天気にかかわらず利用があることが想定される。このため、障害者駐車場から集会機能を有する施設までの園路を屋根付きにすることは非常に喜ばれる整備である。

(5)グッドプラクティス

①公園駐車場の有無、位置、アクセスに関する情報提供

- ・ Web サイトで一般の駐車場の有無と障害者対応駐車場の有無、駐車可能台数、位置図を提供
- ・ 電話での問い合わせ番号の告知。Web を活用しない人のために、Web サイトと同質の内容を電話対応
- ・ 車走行に即して情報を確認できる流れをつくる
- 上下車線から駐車場入口が予測できる位置への案内板の設置
- 駐車場入口での障害者対応駐車場方向の誘導の案内板の設置
- ・ パーキングパーミッション制度の利用

②災害時の乗入れ区域及びルートを想定した要領の作成とスムーズな誘導手法の設定

③パラスポーツイベント時など、多数の車いすユーザーの利用が見込まれる際の駐車要領の作成と誘導手法の設定

- ・ 3 台分を障害者用車両 2 台で利用する

④報道関係車両の動線と駐車スペースの確保。入園時間設定等の工夫・早めの入園など

⑤駐車場及び駐車場から集会機能施設までの園路の屋根付き化

⑥障害者対応の駐車場の Web 予約システムの整備

2) 出入口のグッドプラクティス

(1)管理管轄の違う接続の工夫

公園の出入口は、道路や歩道、場合によっては駅などに接続していることがある。その場合、公園と道路は整備の管轄が異なるので管轄の境界に段差などの不具合が生じないように配慮しなければならない。

しかし、大きな高低差がある場合などは、エレベーターなどの大がかりな施設整備が必要となる場合もあり、単純な擦りつけ工事では済まない場合もある。双方で十分な協議を行い、単純な擦りつけで済む場合であれば、新たに施工を行う側が仕上げることとし、大がかりな場合は、関係機関の双方で最もよい方法と負担の分配等の協議が必要となる。

(2)周辺調査とルールづくりの工夫

出入口は園内と園外を繋ぐ点であり、園内移動の起点という 2 つの役割がある。そして松葉杖利用者、視覚障害者等歩行に注意が必要な人や、車いす、電動車いす、シニアカー、大型化するベビーカーなどさまざまな車輪付きの機器を移動の足とする人の入園を促す場となる。

出入口は、歩道のある車道、歩道のない狭い車道に接する場合がある。車の通行量や路上駐車状況、近隣に学校、福祉関連施設がある場合は通学、通所のルートになっていないか、住宅の位置など、外周環境との関係を調査する必要がある。そして、調査結果をもっ

て利用者をはじめとする関係者のあいだで協議が必要である。法のもとに自転車は公園で走れないことの確認や、出入口環境の危険の認識を共有することも必要である。その上で、入口の相応しい位置と箇所数の検討や利用のルールづくりを協議する。

(3) 駐輪場と注意喚起の行動・表示の工夫

自転車は軽車両であるから公園で乗車できないが、それを知らない人が多くいる。そこで、公園の入口にスペースがある場所では、駐輪場を設け、さらに「自転車侵入禁止」の注意喚起をするマークを付けると良い。自転車と子どもや老人が追突してケガをしたり、関係者全員がいやな思いをする前に、違法であること、また法を無視して歩行者に追突した場合は過失責任が生じること。管理者はこの意識を忘れず、責任をもって違法性と危険性を自転車ユーザーに伝える努力をしていただきたい。

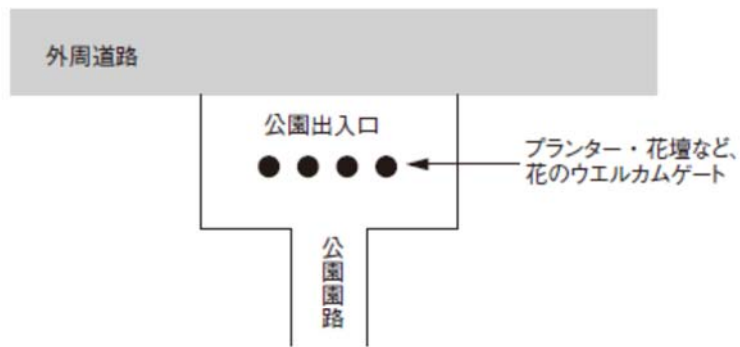
公園管理を担当する地域のコミュニティがある場合は、率先して利用マナーの啓発を行う方法を決めて実行することが有効である。一方、公園の近くに集客性が高い駅や商業施設がある場合、公園が駅や商業施設利用者の「駐輪場」になると公園利用の妨げになる。商業施設や駅での適切な規模の駐輪場、駐車場の設置が求められることや、各施設の管理者が施設利用のモラルに関するルールづくりの意識向上に向けた活動や、積極的に社会活動として実施することなどは、行政からの申入れも必要である。

また、近年、小さな子どもが乗るペダルのない自転車や補助輪付の自転車は子どもの遊び道具として持込みを認める場合があるがその場合は、使い方、使う場所などのルールを整えて保護者に知ってもらい、遊び方をプログラムにして園内で具体的な使い方の実践を行うと親子ともに理解を深めることに繋がる。ルールづくりは、紙に書いて渡すだけではなく、現地で実際に利用のし方を体感してもらい、安全に対する意識を高めることを繰り返し行うという方法も運営の努力目標としては重要である。

(4) 入口の位置と形状の工夫

小さな子どもの利用が多い小さな公園では、遊びに夢中になり、注意よりも体が先に動いて、突然走る、転ぶ、飛び出すことが事故に繋がることもあるので、安全への配慮が重要である。とりわけ車との接触が考えられる出入口では危険を回避する工夫が必要である。出入口の設置場所や形状、仕掛けなどを考えて最も相応しい方法を採用すること。

出入口に溜まり空間をつくる



出入口手前をクランク型の園路にする



出入口と横断歩道をずらす



図 3-1 入口の位置と形状の工夫

(5) 軽車両(自転車・バイク)の侵入禁止の工夫

自転車やバイクの進入阻止が注意看板だけでは解消されない公園では車止めを設置するケースが多いが、利用者側からすればスムーズに入園しにくい出入口となっていることがある。特に視覚障害の人は車止めの設置場所の特定が困難で、けがに繋がることや、スムーズに入園できない状況は、入園を拒絶された感じを受けるそうである。歩いて公園に来園する人は、入口は広々と障害物なく入れることを希望していると考えられる。

また、利用時間を決めて夜中の利用はしないという方法もあり、これは防犯面でも有効である。出入口の封鎖方法は移動できる簡易な柵とネットなどで行い、人も自転車等も入れないことを示す。開園時には柵とネットを撤収して何もない状態とする。管理者は、誰にもそれとわかる警備パトロールユニフォームを着用した人を配備し、昼夜のパトロールによってルール違反には注意喚起を促す。警察とも協議し、犯罪や事故、軽車両進入などの法律違反がない場所にすることを行動で表すようにする。このように利用者を守るた

めに公園管理者の強い意志を社会に示すことが、利用者の信頼を生み、良好な協力関係が構築できる。誰もが楽しく公園で過ごすことができるためには、最初が肝心であり、新整備、再整備にかかわらずこの点が公園のユニバーサルデザインのスタートになる。

そして多くの利用者が利用を見守り、一人一人の勇気ある注意喚起によって自転車の乗入れなどのルールの違反者がなくなるような行動の取組みを積極的に行う管理運営が大事である。

人的対応を継続的に行うことが不可能な場合には、監視・通報装置、AI 技術などにより自転車などの不法侵入にはストッパーがかかるなど、簡易でローコストな技術活発にも期待したい。

(6)案内拠点・危機管理拠点としての工夫

比較的大きな公園の入口は、複数の入口に案内板が設置されているが、案内所はほぼ1カ所か、全くない場合もあり、移動機器などの貸出し所だけの場合もある。

しかし、出入口は、案内拠点はもとより有事の際の危機管理拠点でもあるため、比較的大きな公園の場合は、主要な出入口に案内所を設けて日常に必要な案内機能を具備し、さらには危機管理拠点としての必要設備を具備する努力が求められる。少人数での窓口対応であればなおさら、常に準備内容が確認でき、すぐに機能が発揮できて行動に移せる体制を備えるべきである。また、園内のイベントの規模によっては、複数の出入口に仮設の案内所を設ける必要が発生することもある。

利用者にとっては多数の説明看板よりも、一人の親切な案内人の所在の方が心強いと思う人もいるであろう。

(7)グッドプラクティス

①他の管理者との協議と役割分担（境界部）

- ・公園の出入口と管理区分が異なる建築物、駅、道路等の施設の境界線は協議のうえ、連続性の確保を行う
- ・縁石のフラット化、舗装素材の均一化等の処理など
- ・高低差の解消方法の協議と対応エレベーター、エスカレーターの設置など

②周辺環境調査とそれをもとに住民との協議

- ・道路、施設等の関係の調査による現状確認、課題抽出出入口の位置、箇所数等の検討
- ・駐輪場の設置の検討と、車両進入禁止サインの整備
- ・管理者、利用者による軽車両の侵入禁止の声かけルールの検討と整備
- ・商業施設等への申入れ（住民団体から行政へ依頼）公園を駐輪場にしないように、自社で駐輪場や駐車場を設置することへの申入れ

③安全確保のための入口デザイン。ウェルカムゲート（いったん侵入を止めるプランター、花壇等）の整備など

- ・一時避難地を想定すると、さまざまな方角から速やかに入園できるように複数の入

口を設置する

- ・すべての利用者が声掛けして手助けできるような雰囲気作り、コミュニティ作りのためのサークル活動の運営

④利用時間制限のルールづくり。パトロール等による防犯やルール違反の管理

⑤案内所の設置と必要に応じた機器の具備

- ・情報提供（園内案内や危機管理案内）
- ・移動のサポート機器やガイドの設置

3) 園路・階段・スロープのグッドプラクティス

(1) 地形とルート設定の工夫

園路が平坦地の通路であれば問題はないが、高低差がある場所では、階段やスロープを配し、到達し易いようにする必要があり、そして、そのルートは散策が楽しめるよう景観に配慮したものとなるよう工夫が必要である。

高低差の大きい場所は、基準に沿うと長いスロープになってしまい、結果として誰にとっても使い勝手の悪い施設になってしまう。車いす利用者が自力では行けない場合もあるということを念頭にいれておくべきである。

そして、高低差のある場所が園内で最も魅力的な景勝を体験できる場合や、競技場のように観覧席が高い場所にある場合などは、スロープではなく、リフトエレベーターやエスカレーターなど、各種の代替手段でアクセスできる方法を考えておく。

(2) 移動手段の工夫

広い公園では、車いすなど移動をサポートする機器の貸出しはすでに定着しつつある。

バスや園内移動自動車など、全園を移動するための乗り物は、出入口近くに乗降場を設け、速やかに乗り場へ誘導できる配置とする。また、園内では、園路が敷設された空間や広場、地形の高低差による特徴のある場所など園内の多種多様な空間体験ができるよう、場所ごとに移動手段が選択できれば、雰囲気 に 合 せ た 楽 し み 方 が で き、炎天下や寒さや風の強い場合などには、皆が利用したい手段となる。

(3) 素材と色彩の工夫

園路の仕上げには、さまざまな床材が開発されており、歩行に快適な素材選びは魅力向上の一つになるので、機能性や環境に合った素材を選ぶ。たとえば舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布することや、遮熱モルタルを充填することにより、一般の密粒度アスファルト舗装に比べ、夏季における昼間の路面温度を 10℃以上低減でき、炎天下での園路の輻射熱を抑えることができる。また遮熱性舗装は、夜間の舗装面からの放熱を抑えることができる。この方法は、基盤から改修する必要はなく、現状に追加する方法であるためコスト面でも大きな負担にはならない。

アスファルト舗装の他にも、意匠性が高く景観に配慮した色彩演出が可能な、遮熱性平

板や遮熱性インターロッキングは透水性や保水性があり、路面温度の低減効果に加え、排水性や騒音低減効果との両立も可能となる。

また、色弱、弱視の人や高齢者の階段の踏み外しや転落を防止するために、段鼻に明度差をつけ境目が認識できる配慮を行う。

階段における床材の輝度比は、東京都の基準では輝度比 1 : 2 以上が必要と定められている。全盲の人には、表面に凸凹のあるタイルなどで段差部の危険認識ができる配慮が必要である。

(4)グッドプラクティス

①魅力的で多様な園路の設定

- ・スロープや階段は、地形を配慮しつつ景観の魅力を楽しめるように配置する。
- ・長すぎるスロープを作らない。
- ・園路の状況に応じて、リフトエレベーターやエスカレーター等による高低差の解消。

②ルートの特徴に合った移動手段の提供

- ・長い距離には電気自動車、パークトレイン
- ・車いす利用者にはジンリキ、ハンドサイクル
- ・海浜や砂利舗装には太いタイヤの車いす等

③適切な素材や色彩の選択

- ・園路の輻射熱を抑制するために遮熱舗装を行う。
- ・通路交差部や階段段鼻などは輝度差を確保して安全性を確保。

4)トイレのグッドプラクティス

快適さを提供する施設のなかでも、生理現象への対応施設であるトイレは、最も配慮すべき施設として検討されなければなりません。公園には、暗い、汚い、臭うといったトイレがまだ多く存在しますので、整備のなかでは優先事項として捉えるべきです。

(1)設置場所の工夫

トイレを新たに整備する場合、設置場所を再考すると良い。従来は目立たない場所や生け垣の影などに設置される場合があったが、今後は休憩場所に近接し、休憩を兼ねてトイレの用が足せる場所にすると、同伴の人の利便性の向上になる。

(2)機能を分散した便房の工夫

多機能便房は目的の機能を必要とする利用者が使うことができる、一つの便房に機能を集中させることにより、混み合うことがある。また、着替えなどの利用で、生理現象を早く解消したい人がすぐに使えないという弊害も発生している。

トイレの数と利用者目線による多様性を考慮して各トイレブースに機能を分散するこ

とや、ベビーベッドは便房の外に設置するなどの検討も行ってみる。

トイレは、日々進化を遂げているが、それによって機器の使い勝手が異なる場合がある。水栓はハンドルからボタンやセンサーに替わってきおり、設置位置もさまざまである。目が見える人にとってもわかりづらく、見えない人にとってはなおさらわかりにくい。したがって方法が変わっても設置位置は園内全体で統一し、誰もがわかるように配慮すると良い。

(3) 清潔の維持と清潔を知らせる工夫

良いトイレは、清掃が行き届き、明るく清潔で臭わないことが大切である。よく使われるトイレは自ずと清掃頻度も多く、清潔性も安全性も高まる。さらに清掃時間などの情報を Web 上でもリアルタイムで発信し、誰もがいつも清潔なトイレを使える工夫をすると良い。

(4) 案内表示の工夫

トイレの入口に点字によってブースの配置を案内する例を多く見受けられるようになったが、案内板の設置位置はさまざまで、案内板の前に人が立っていれば、視覚障害の人は、案内板に到達することさえ困難な場合がある。これは配慮の割にあまり機能していない例といえる。視覚障害の場合は一般の便房を使うので、空室の表示はさておき、男女別がわかりやすい大きさと表示方法であることが第一である。空きについては並んでいる人に聞くのが一番確実である。

(5) 非日常用トイレの工夫

災害対応用のマンホールトイレがある場合は、車いす利用者と介助者の利用ができるよう、あらかじめ使い勝手をシミュレーションして、マンホールを囲う大型の専用仮設 TENT を具備しておく。

また、一時避難地となる公園は、災害時における「トイレ難民」を出さないよう、イベント時同様にアクセスが容易なユニバーサルデザインの仮設トイレの設置が必要である。

これらの整備後は、ユニバーサルデザインの基本情報として Web 上にも掲載すること。

(6) グッドプラクティス

① 新規整備の場合は、配置場所を再考する

- ・ 設置位置（出入口、動線、魅力の場所、休憩所との関係）などに配慮する

② 男女別に機能分散型トイレの設置または改良

- ・ 和式便座から洋式便座への改修・洗浄のためのボタンやセンサーの設置位置の統一
- ・ おむつ台は別置、オストメイトは簡易型の洗浄器具を複数個所用意
- ・ 異性介助者対応便房を入口近くへ設置
- ・ トイレの入口でトイレ内の機能が確認できるサインの設置

- ・整備情報を Web へ掲載
- ③清潔と安全の確保と情報提供
- ・利用に応じた清掃計画とリアルタイムの清掃状況の情報提供（詳細は情報提供）
- ④イベント時、災害時の仮設トイレは、車いす対応トイレを設置する。
- ・災害対応用のマンホールトイレは車いす利用者、介助者が利用できるよう大型の仮設テントを具備
 - ・シミュレーション実施

5) 情報提供のグッドプラクティス

情報は質（鮮度と精度）と量（広さ、深さ）であり、現在ではインターネットを通じてさまざまな情報提供が行なわれ、誰もが簡単に情報を得られるようになった。総務省の情報通信白書（平成 26 年版）によると、スマートフォンの保有率は 53.5%、PC の保有率は 86.9%である。また、スマートフォンを含めた携帯電話の保有率は 154%。スマートフォンが苦手な高齢者などは、インターネットを介さないまでも、情報を必要とする場合には手っとり早く携帯電話で問い合わせをすることが想定されるので、インターネットと電話の両方に対応した情報提供が必要である。

一方、高齢社会への具現化として、行政区域内の主要施設を繋ぐ交通手段が整ってきており、公園周辺の最寄り駅やターミナルから公園までのアクセスに関する情報の提供は、利用頻度の向上に繋がる。

園内での情報提供は案内板や標識、パンフレット等の「もの」による情報、多言語の音声ガイドなど「機器」による情報、その他に、ガイドシステムなど「人」による情報提供がある。さらにスマートフォンが普及した現在では、多様なアプリケーションが開発されている。

情報の提供にあたっては、さまざまな情報弱者を含め、すべての人が容易に情報にアクセスでき、求める情報内容へ敏速に到達できることが必要である。そのためには、提供する情報がユーザーの求める内容にフィットすることが重要である。

(1) 4種の情報に整理する

ここでは公園に必要な情報として、「事前情報」「現地情報」「予告情報」「緊急情報」の 4 つに整理して考える。

① 自宅で欲しい事前情報と予告情報は精度と鮮度を

利用者が公園へ行く、行かないを判断する情報である。事前情報は、目的の公園の施設と種類、設置場所、季節の風景やイベントなどにより何があるのか、いつ頃の何が楽しいのか、などまずは公園の全体像と魅力を伝える必要がある。具体的には、アクセス情報やユニバーサル関連状況、公園で行われる提供サービスなどについて精度の高い情報の提供である。

予告情報は、今よりも近い未来の情報であり、今が行き時なのか、もう少し先がいいかを判断する材料である。改修中の施設のオープン予定や「〇月〇日頃チューリップの花が咲きます」、「来週〇〇日にイベントがあります」など利用者に、その時に行きたいと思わせる鮮度のある情報の提供である。

②現地情報と現地での予告情報は広さと深さを

到着した時から滞在時間内に何ができるか、それがわかる公園全体の施設やイベントなどの詳細と目的に到達するルートが確認できるよう選択性のある広い情報である。園内の自然、施設や歴史的な場所などの基本案内についてはわかりやすく、位置、名称など、言語表示に配慮し、現在地を入れて園内の要所に配置する。

次に各場所に到達したら、景観、歴史の解説、施設の特徴などの関連する知識が得られ、興味を深めることのできる情報提供を行う。表示の方法は、必ずしも案内板形式でなく、音声案内や印刷物の方が、たくさんの情報を提供できる場合もある。

このように情報は、公園の概要と現在地がわかる広い情報と、到達地点での深い情報に分けて提供すると情報自体が魅力となる。また、今日はどんなイベントをどこでやっているか、現在地から一番近いトイレはどこか、といった利用者が現在立っている位置から次の行動を促す情報を提供する。期間に限られる情報は印刷物の方が取り替えやすい。

さらに当日は何もない場所であっても、次の季節の自然情報や、同じ施設であっても、今後は異なる視点の展示やイベントなどの別の催しがあるらしいと期待がもてるような情報提供は、また来たいと思うもので、リピートを促すためにもその場での予告情報は必要である。

③緊急情報は精度と鮮度をスピーディに

災害などの有事の際に必要な緊急情報とは、正しい内容と園内外の状況、利用者の行動を迅速に誘導するための情報提供である。利用者が園内に留まり、今後の安全な行動を誘導する必要があると判断した場合は、刻々と変わる交通事情など、園外の正しい現在情報を伝える必要がある。つづいて、以降に公園の避難者受入れや、反対に園内の被災施設の閉鎖などの予告情報も必要になる。このように緊急情報では、有事に関する現在情報、行動対応に関する現在情報と予告情報を、事情の変化に応じて逐一発信し、留園した利用者が安心できるような情報を発信することが必要となる。

有事の際の情報提供は、情報伝達がしやすい拡声器や園内放送など音声によるものが主となる。この時、聴覚障害者は情報伝達がしにくく、取り残される危険性が高い。聴覚障害者は一見では聴覚障害があるかどうか分からないため、有事の際には止まったエレベーターやトイレ等の孤立した場所に聞こえていない人たちがいないかを第一に確認することが大事である。管理者は筆談ができる筆記用具を準備しておき、聴覚障害者の存在を確認した場合には、すぐに筆談によってコミュニケーションをとれることが必要である。

(2) 提供方法の工夫

障害がある人、高齢者連れや小さな子ども連れは、その公園で何ができるかを調べるとともに、行くとしたらどんな準備をしていけばよいかを事前に調べて訪れる。行動を促すためには公園までの主要アクセスと駐車場の有無、主要施設、園路・トイレのアクセシビリティ、売店などサービス施設の有無が常設の事前情報として必要である。こういった内容は Web 情報で提供するだけでなく、同様の内容を電話や窓口でも対応できるように備えておく。

季節の魅力やイベント情報は鮮度が大事な現在の情報で、内容は時間経過とともに変化する。Web では期間等を明示してその時期の魅力と魅力を位置づける施設や風物の情報を詳細に、また特別に配慮されたユニバーサルデザイン対応状況などの情報も加えて提供する。リアルタイムでの施設の混雑具合、清掃の状況などを更新していく仕組みを作って、常に「今」の情報を提供していくことが大切である。利用者は、魅力を味わうことを目的に来園しますから、窓口では質問の目的を速やかに理解し、わかりやすく、正しい返答ができることが肝心である。誰かに何か聞かれたら「解ることをシンプルに答える」という方法が最も効果的であり、その時、聞かれた人自身に返事をするのが肝要である。見えないだろうとか、解らないだろうという潜る観念で同伴者に答えるのは、聞いた人を無視することになり、聞いた人をがっかりさせることとなる。

また、Web では現状に加えて、次の企画の概要を予告し、公園へのリピートを促すことも必要である。ブログ、ツイッター、facebook など SNS を活用し、多面的な情報の充実を図ることが望まれる。

(3) 案内表記の工夫

近年は音声読み上げソフトによる電子媒体の利用ができるようになってきているほか、電子媒体は、文字を大きくすることや、色を反転すること、音声読み上げなどが自由にできる。

正しく理解できる情報の入手は、行動へと結びつく。したがって公園の Web 情報は、まずトップページに、音声読み上げに対応したデータ形式で、その公園の概要と次に知らせたい情報のリンク先を掲載すれば、視覚障害のある人へも事前情報をスムーズに提供できる。絵や図にはテキストデータで説明を付けたり、案内中のポイントを示す矢印などが出来るようにすると、音声読み上げと連動してよりわかりやすいページをつくることが可能となる。

一方、最近では公園のアプリも多く作られている。アプリとさらにその中の QR コードをダウンロードし、現地で QR コードをかざせば画像や音声などによる情報が得られる。ただし、現状では OS のバージョンによってアクセスができない場合もある。

また案内板や紙情報等すべての情報ツールの表記は、カラーユニバーサルデザインやユニバーサルフォントを活用するように心がけたい。色弱者は晴眼者とは色の見え方が異なることから、配色のコントラスト、文字の縁取りもコントラストを明確し、晴眼者と見え方が異なる色弱者にとっても見やすい文字であるユニバーサルフォント、カラーユニバー

サルデザインの表記によるバリアフリーマップを整備すると良い。

(4) 出入口案内の工夫

出入口には、案内板だけの公園が多くあるが、ユニバーサルデザインの観点では案内所があり、案内者がいることが何にも増してベストな整備である。高齢者や視覚障害者にとって、案内板で確認するより、人に聞くほど確かな情報はないからである。

案内板は、配置と情報量に配慮すること。植栽地の中にあると一見、きれいに見えるが、案内板は人によって見え方の距離が異なるため、近づいて見える配置であることが重要である。また、現在地が目立つように赤字で記入してあることがほとんどであるが、赤字は色弱の人にとっては目立つ色にはならない。また、案内板の設置の方向を正確に記入しないと現在地のポイントはわかって、方向の判断ができない場合がある。案内板は記載内容と同じ方向で設置するように考慮する。しかも、情報量は多すぎると煩雑で必要情報が見つかりにくくなる。リーフレットなどの紙情報と併用するなどして、案内板に必要な情報量を工夫すること。

なお、車いすに配慮して、低い位置に前下りの角度をつける案内板が多いが、その場合の盤面の素材は、光に反射するものは読みにくいので、反射しない素材にすると良い。弱視の人の場合は、上下を追って見るよりも目の高さで横に追って見る方が見やすいといわれている。

誰にとっても不便のないよう、多言語のリーフレットなども含めて多様で選択肢のある案内方法が望まれる。

また、触知板の設置もみられるが、十分な管理がしてない限り屋外では埃だらけの場合が多く、手が汚れるので使われないことが多い。設置する場合は、盤面を清潔に保つことが必要であり、新たに作るのであれば音声案内の方が親切である。

(5) 有事の説明の工夫

園内の事故や害時には、利用者への現状を通報することと安全誘導のための情報が必要である。高齢者、妊婦、障害者や外国人などは言語、聞き取れる音量、体力差など理解力や、肉体的な条件の違いがある。まず、見てわかる人は、周りの人に追従して行動できると想定できる。視覚障害者の人は、周りの人が瞬時に視覚障害と判断できるから、管理者でなくても周りが声かけして行動を支援することができる。したがって優先すべきは聴覚障害の人である。周囲に人がいる場所では他者に追従できるが、孤立が想定されるエレベーター内やトイレの個室などの場合の対応が必要である。機器対応で見える情報が得られるものもあるが、停電になる場合も想定されるので、無停電装置の設置とともに、機器だけに頼ることなく園内スタッフの素早い確認行動とサポートが必要となる。

機器の一つに非常用の電話が設置されている場合があり、いたずらされることを懸念して回線が切ってある場合が散見される。その時に災害が起これば、個室に残された人が使えないのであれば意味がないので、接続を定期的にチェックして確認し、切ってあることが

日常であれば取り外してしまい、人的対応など現実的で利用者が困らない方法へ切り換えるべきである。そして災害時の緊急情報や安全安心に繋がる情報は、特に公的な管理者から正確な情報が伝えられることが問われるので、どのようなタイミングで情報提供するかを準備しておく。さらに、利用者から管理者へ事故の連絡等を行うことができる双方向の情報伝達とあわせた対応策が必要である。

(6) ガイドの工夫

公園内で利用者の活動に付き添い、移動のサポートとともに専門知識を活かして公園の魅力を解説する人的ガイドサービスはどのような情報機器にも勝る魅力の一つである。まずはコミュニケーションボードによって、指さし対話から試みしてみると良い。ガイドとして必要な内容は一般の解説に加えて、外国語の解説とサポート、子ども向けの解説、各種の障害に応じた行動支援サポートなどであり、こういったサービスを充実させれば、公園のサービスとして魅力向上につながる。多様なサポートができるよう内容のスパイラルアップとともに、緊急時の迅速な安全対応ができるよう、マニュアルの整備やボランティアスタッフへの教育訓練を継続的に行うこと。

(7) グッドプラクティス

●事前情報・予告情報の提供

①Web サイトによる情報提供

- ・音声読み上げに対応したデータ形式の導入
- ・駅やバス停等公共交通機関から公園へのアクセス方法及び駐車場の情報
- ・公園の魅力とセットの園内のアクセス、サービス情報
- 全園の基本施設情報、季節情報とユニバーサルアクセスルート（エレベーターやエスカレーターの配置、スロープの傾斜情報、園内バスや園内タクシー等の搬送サポートサービスなどの情報、車いす等の貸し出し情報。ガイドサービスの有無等）
- 少し先の季節情報や新規イベント等の予告情報

②電話での問い合わせによる情報提供

- 担当者は誰でも Web 内容と同等の内容が情報提供できること

●現地情報、予告情報の提供

③案内板、Web サイト、パンフレットなどの情報の同期と情報ツール別の役割分担

- ・カラーユニバーサルデザイン、ユニバーサルフォントによる整備。情報量の適正化
- ・配置（位置と方向）、素材、設置高さへの留意

④案内所の設置と案内人によるサポートシステムの整備

- ・移動をサポートするためのガイドブック、マニュアルの整備とユニバーサルマナー検定等取得によるボランティアを含めたスタッフ教育の実施を行う
- ・筆談用のメモボード（筆談器）の設置、コミュニケーションボードの用意
- ・聞かれたことは聞いた人に答える

- ・季節別魅力入りの UD マップの整備と配布。通過可能ルート、魅力ポイント、階段、スロープの勾配、トイレ、休憩所等の記載

⑤季節情報の予告

- ・現在は何もないが、近い未来には別の空間となること

●緊急時の情報伝達〈緊急情報〉

⑥緊急時のスタッフのための対応マニュアル、誰もが使えるためのガイド製作と、訓練、シミュレーションの実施

- ・防災情報、危険情報等緊急時の切替えへの対応準備
- ・視覚障害者、聴覚障害者のための、緊急情報の伝達手法の準備（エレベーターやトイレ等個室利用者の早期確認。停電等に備えた人的対応方法の準備）

⑦利用者の緊急連絡用窓口の設置

⑧緊急連絡、事故への対応（利用者の安全確保のための対応、障害者、外国人、高齢者、妊婦、子どもなどが事故や体調不良の場合のサポート教育・訓練、ネットワークシステムの確立）

●情報提供の手法・種類の例

⑨Wi-fi の設置と公園のオリジナルアプリケーションの開発

- ・利用者がデジタル機器、タブレットを使った場合の対応。聴覚障害者、外国人対応、音声の自動テキスト化や自動音声翻訳などによるサポートアプリなど
- ・トイレ情報トイレ設備機能内容、位置。清掃等のメンテナンス情報、トイレ別混雑状況情報
- ・イベントや緊急時等における仮設トイレの設置案内の情報提供、車いす対応トイレの設置情報提供

⑩音声読み上げへの対応（視覚障害者への配慮）

- ・「言葉の案内図」のデータ配布、音声ブラウザソフトを使って公園情報やアクセス情報が確認できるようにする
- ・写真やイラストなどの画像情報には、内容を説明する代替テキストを用意する

⑪テレビ電話やネットワークを使った遠隔対応サービス

- ・インターネットを介したサテライトでの遠隔手話翻訳サービス、音声のテキスト翻訳変換サービス、外国語通訳サービスなど、ネットワークによりサポートを行う

⑫GPS やビーコン等による現在位置情報に対応したリアルタイムの情報提供サービス、園内歩行ナビゲーションの提供

- ・利用者への的確な位置やリアルタイム情報によるサービス情報の提供（スマートフォンを介した情報提供）、現在位置から最も近いトイレへの誘導案内や、公園内の園路の案内、トイレの利用状況やレストランの混雑待ち時間、レンタル機器の貸し出し状況などのリアルタイム情報の提供

6) 休憩所のグッドプラクティス

広い公園では、疲れたら気軽に休めるよう、要所に休憩所やベンチがあると喜ばれる。特に休憩所は、トイレを併設して景観のよい場所にあれば、ゆっくりと時間をかけて休憩することができる。

(1) 位置の選択の工夫

休憩所の望ましい設置場所は、公園の魅力的な場所、たとえば眺めが良く、緑陰があつて直射日光が遮られ、季節の心地よさとその公園特有の景観が満喫できる場所である。また、夏に涼感を感じることのできる池や流れなどの水辺で、水面のきらめきや水音などを感じられる場所、春や秋には花や紅葉に囲まれる、あるいは紅葉する巨木に近接するなど、四季折々の自然を満喫できる場所である。

(2) 設置施設の工夫

休憩所にあるとよい施設は、ベンチやあずまやなどとともに水飲みなどが代表的な施設であり、トイレの設置も前述したとおりである。そして車いすと介助者が一緒に楽しめるよう、ゆとりある空間を確保する。また、必ずしも穏やかな天候ばかりではないので、真夏や真冬の気候にも対応すること。真夏は、緑陰や遮熱舗装は当初よりの配慮点であり、ミスト装置によるクールスポットは熱中症対策になる。休憩専用施設は、広い屋外テラスを併設し、春、夏、秋は屋外テラスで外部空間を楽しみ、真冬は寒さを凌げて屋外が見えるよう、室内とテラスの境界が大きなガラス面で開閉できれば、オールシーズンで心地よく使うことができる。既存の施設に対しては仮設の付帯装置も考えると良い。日陰のためよしずやパラソル、真冬は風除けのテントなど、施設のデザインに合せた対応をすれば、季節感が深まる。

さらに、休憩所の質を高めるための切り札は、リーズナブルで当地特産の飲食の提供空間であることである。場所の特徴を活かし、メニューに合せた室内外の空間づくり、テーブルセッティングなどを兼ね備え、しかも園内の各所で場所やメニューの選択ができると、居心地良く、長時間滞在できるスペースとなり、「次の時は異なる場所で」と、リピーターが期待できる。施設整備の折には、カウンターの高さへの配慮や、ノンスリップトレイなど什器への配慮などは言うまでもない。

(3) 管理サービスの工夫

休憩所については管理の徹底によって清潔と美観が維持されていることはサービスの基本であるが、たとえば、紅葉の時期には、落ち葉に至るまで清掃の時期をずらして落ち葉も体感できることなどもサービスの一環である。それを楽しむために、あえて屋外にテーブルを設置し、季節限定のホットドリンクや、寒ければひざかけの用意など、場所の自然感を楽しむサービスがあると魅力は倍増である。場所を満喫する管理サービスの工夫

が求められる。

(4) グッドプラクティス

①設置場所と作り方への配慮

- ・休憩所(あずまや)やベンチの設置場所は、四季の自然景観が体感できる場所を選ぶ。
展望所／水辺／花／紅葉等
- ・車いす利用者と介助者が一緒に休めるスペースの確保

②設置施設

- ・寒暖への配慮
- 休憩所は緑陰や遮熱性舗装などの床材に配慮し、床面からの輻射熱を抑える
- ミスト装置によるクールスポット
- 既存施設にはよしずやハラソル、風除けテントなど
- ・施設のテラスと室内の境界はガラスで開閉ができる
- ・ご当地の飲食の提供
- 広い公園では、景観ポイントごとに当該地の味や場所の雰囲気を選択できる各種の飲食サービス施設の設置
- ・施設のユニバーサルデザイン
- カウンターの高さや、什器への配慮

③サービスの高質化

- ・季節に対応した管理と清潔の維持
- ・公園ならではの天候や時間の魅力に配慮したサービスの提供
- 落ち葉を屋外で楽しむ
- 季節限定のメニューと寒暖対応のサービスの工夫

7) 照明のグッドプラクティス

照明は、防犯や歩行の安全のために重要である。とりわけ規模の大きい公園では、夜の公園の魅力づくりの施設でもある。ライトアップやイルミネーション、プロジェクションマッピングなどイベントや季節の演出などに活用すると公園の付加価値を高めることができる。照明計画にあたっては「安全性」「効率性」「経済性」という基本事項だけでなく、雰囲気作りや誘導手法として配置、光色、照度、間接照明などの技法と機器デザイン等の検討が必要である。また、災害時のライフラインが停止した場合でも、公園が一時避難場所として機能するために自家発電、蓄電設備やソーラーを利用した非常時の照明電源の確保ができる整備が望まれる。

(1)安全のための誘導の工夫

公園の照度は、1lx 以上が基準となっているが、最低のレベルでは少し離れると人の顔が判別できない。反面、園内全体が同じように明るい状況は、経済性の面で課題となる。まず、移動円滑化ルートで多くの人が利用するルートと行動の起終点となる出入口は明るめに、その他は基準レベルにするなど、メリハリをつけて安全ルートを誘導する工夫する。

(2)ライトアップの工夫

公園内の美観は、季節ごとに場所の雰囲気異なるのが公園の魅力であり、花の季節、若葉の季節、紅葉と落ち葉の季節や、花壇や花畑の見頃などは、ライトアップすることで、昼間とはまた違った美観を演出することができる。季節ごとに主役となる場所のライトアップとともに、誘導のための園路は落ち着いた色の照明にするなど、主役となる場所とのメリハリのある演出を工夫する。

(3)ムードづくりの工夫

公園の空間には、林内のような自然地の雰囲気で美観形成をする場所と、花壇やカフェのように人の手による造型的な美観形成の場に二分される。前者の照明があまりにも明るく人工的であると林内のムードがなくなるので、自然色が美しく見える照明の色で、高い位置よりも、低い位置の照明の方が効果的である。また、花壇やカフェ周りなどは、照明機器もそれに相応しいデザインや色味の照明を工夫する。

(4)エンタテインメントの工夫

エンタテインメントは二つの視点をもって考える。まずは、イルミネーションやプロジェクションマッピングのように、照明そのものを見せる演出で、これは全国津々浦々でいろいろな演出がされ、各地の国営公園でも実施されている。

もう1点は「闇」の演出である。明るさに馴れた現代人は、闇の中の星や月の明るさや輝きを見る機会が多くない。星や月が美しく見える場所や時間帯、季節に、星や月にまつわる多くの物語と合せて「闇」もまたエンタテインメント性をもっていることを再考して魅力にする手立てを工夫するのも良い。

(5)グッドプラクティス

①安全のための照明

- ・移動円滑化園路となるメインルートと出入口は、基準より明るい 3lx 以上の照度設定を保ち、通行時の安全を確保する。特に、公園周辺に高齢者施設、視覚障害者施設がある場合などは照度と配置間隔に配慮。

-階段の段鼻、段差部は、蓄光材料やLEDなどで安全性の確保かつ経済性も検討。

-メリハリのある照明計画。

②照明による空間演出

- ・施設の魅力を向上させるデザイン照明や、季節ごとに新緑、花、水、建物等魅力的な場所へのライトアップなど。
- ・イルミネーション等による季節の演出

IV. 公園の管理運営

4-1. 公園のメンテナンスと管理者の役割

1) ユニバーサルメンテナンス

指定管理者は、行政が作成した管理要項に沿って基本となる維持管理の項目を遂行することになるが、ここではユニバーサルデザインの観点から、ユニバーサルメンテナンスと題して整理する。

①高齢者、障害者への理解と危険防止

管理者は、高齢者や各種の障害者が日常生活のなかで、どのような行動の不具合や不便をもっているかを知ることが必要である。個別の対応が十分にできれば危険防止となり、利用者、管理者相互のリスクを回避することに繋がる。

②関連ネットワークの構築

公園は生活のなかのサービス施設であることから、管理者は利用者の安全の確保こそが、第一の責務である。植物管理や施設管理もそのためにあるといっても過言ではない。そして、災害や事故など不測の事態が発生した場合、誰がどこに連絡し、どのような対応をするか、迅速な対応ができるよう病院、警察、行政とともに、関係者すべてを繋ぐ情報ネットワークと対応手法を構築し、日常から行動規範を身につけておくことが必要である。

③清潔と安全・安心

トイレはもちろん、手や肌が触れる各種の施設は、清掃によって、清潔を保つことが必要である。清潔は単に心地よいだけではなく、不潔であれば人間の尊厳が傷つくことに繋がる。清掃の徹底は、高齢者や障害者の転倒やけがなどの危険防止にも繋がる。

④点検とスピード対応

点検は維持管理項目を示した要綱のなかに記載されているが、単なるルーチンで実行するのではなく、利用状況を見て、微妙な不足、不備、不具合に気づくことが点検である。そして不足や不具合をみつけた時は敏速な対応により改善することが求められる。

⑤気配り

基本的な施設整備は法のもとに改修、改善されるが、ハード対応だけではできないことがあるということは本稿では何度も記載してきた。また、予算の都合もあるが、施設整備が満足なものでない場合は人的対応やソフトプログラム等により対応したい。

まずは、出合いの挨拶や入口では「ご不明の点はありませんか」といった声かけといっ

た自然な「気配り」から始めることを期待する。

2) 指定管理者のマインドとサービスと利益

公園のインフラストラクチャーとしての役割は、一人一人自らが生活を楽しむための施設で、その活動や行為は広範にわたるものである。指定管理者は利用者が公園で楽しむために必要なサービスを十分に理解して利用者のための運営プログラムを提供する。その際の協力団体には、ボランティアやNPO等が考えられる。各団体のミッション（団体がおもに位置づけている役割、活動分野）を理解し、運営への誘導を図るなどの総合的な組織運営と、市民サービスの向上を図るホスピタリティが求められる。公園は公的な施設であることから、お金で個別のサービスを購入することが前提の民間のサービス施設とは異なる。有料施設は別であるが、公園全体は税金を投資して、誰もが平等に公園での快適さや楽しさを得る場所なのである。指定管理者はその意識をもって、人と人、人とモノ、人と社会、人と自然などの関わりにおいて、「心からのおもてなし」の心構えが必要である。

そこで、公園でのホスピタリティに段階があるとするならば、第一段階は、公園で決められた整備基準をクリアし、安全のための維持管理をすることといえる。

第二段階は、作業中であっても、利用者と対峙すれば挨拶や声かけなど自然に「気配り」がなされ、良い印象で顧客満足が高い状況が求められる。管理者も愛され、安心を与える人材を目指したい。

第三段階は、管理者が公園のことを理解してその魅力を利用者に伝えるツールを備え、利用者は想定以上の満足を得る状況である。特殊な環境の公園で基準がすべてクリアできない場合は、その特殊性を活かし、バリアとなる状況をカバーするサービスツールを備えることである。

第三段階までを管理者も協働者であるボランティア等の団体もできるようになり、さらなるアイデアが次々に実施されるようになれば、公園のユニバーサルデザインは、すばらしいスパイラルアップができていく状況となるであろう。これが公園を魅力的な施設とする大きな要因となる。

指定管理者は儲からないと言われているが、サービスを高度化し、これだけのサービスならば自費負担してもいいと利用者が思える仕組みを作ることが必要である。それによって維持管理料も捻出し、行政負担を徐々になくしていく。このような発想にたって公園のサービスの質が上がるよう努力が期待される。

3) 住民参加の良い点、悪い点

ソフトの具現化に関しては、人材の員数不足をカバーするためのボランティアや、あるいは公園の利用者にとって有効で良質なミッションをもつ団体（例：環境教育・食育・外遊び・花育て・スポーツ指導等）があれば、積極的に参加要請を行う等、現在は「新たな公」として協働を求めることは一般的な状況となっている。

ここでの注意は、ボランティア等の各種団体にはミッション自体の実施力は高度であっても、それ以外のことに意識は働かない。したがって、指定管理者は、参加団体のミッションを尊重しつつ、公園の利用者にとってより良い方法を協議しながら進める必要がある。任せきりにすると、地域の代表的活動を名目に、長く運営に携わっていることを既得権として主張する団体も出てくる。そうすると運営はマンネリ化の傾向となりがちで、そうなった時点では指定管理者といえども、なかなか口を挟めなくなり、運営の活性化に支障を来すことになる。ソフトには鮮度が必要で、ミッションを高度化するためには、参加団体とは定期的に話し合いの場をもち、工夫やアイデアを出し合うことや、他の場所への見学を促すなど学習方法も考える必要がある。

また、ボランティア等の活動が昼間からできる団体は、NPO 組織は別として、多くの場合、高齢でリタイアメントの人が主体であるように見受けられる。このような団体は加齢に伴い、体力や学習力の低下が考えられる。高齢者の活躍は望むところであるが、常に元気で活動的な高齢者を入れて、高齢でも活力あふれる団体の活躍を期待したいものである。このように指定管理者には、運営の柔軟性がなくなることをのこさないよう、参加や運営のルールづくり、団体のミッションに相応しい学習方法等もあわせて考え、実行する役割がある。

4-2. 公園運営から公園経営へ

公園は維持管理、管理運営を経て、近年では公園経営の時代になってきた。というのは、以前は、公園の整備も管理運営も自治体の手によって行われていた。この時は、自治体が提供する側、市民は提供を受ける側という構図であった。すなわち、使い方は使う個人に委ねられていた。その後、民意の高まりや財源不足などによって、ボランティアや指定管理者制度の導入となり、市民団体から企業までが公園の運営に携わり、公園全体を利用者にとってどのように活用することが公園として最も有益であるのか、そのための予算の効率的・効率的な使い方の工夫や、有料施設の経営も含まれるようになった。したがって、モノの管理から人のための運営へと変化してきた。これが公園経営の時代になった背景である。

1) 地域コミュニティによるマネージメント

公園は、施設とその運営の両輪が相乗的に機能することによって効果が発揮される。そのため、利用者を含め公園に関わるすべての人が、さまざまな問題を自分の事として考え、自らが公園の経営に参画することで、解決できることが多くある。規模の小さい公園では、自治会、子ども会や老人会などとのアドプト制度による管理運営が行われる場合がある。同じ公園の中でも清掃はシルバー人材センターからの派遣、花壇の花植えは子ども会と、いろいろな人や団体が、ばらばらに作業をしている例、公園によっては、花壇の管理だけにとどまっている例、商店街が率先して公園全体の管理運営を引き受けている例などがある。このように民間団体、NPO など地域のコミュニティが公園運営に参加する例はどんど

んと広がっている。

2) パークマネジメント・グリーンマネジメント

規模の大きな公園では、指定管理者制度の導入による経営が行われている。その内容は、従来の園内の安全管理、維持管理業務に留まらず、管理者のアイデアを活かした自主事業の提案によって、利用者が参加する活動プログラムを運営している。さらには官民連携（PPP）による事業経営という手法が導入される例も多くなってきた。

さらに 2017 年 6 月 15 日には都市緑地法などの一部を改正する法律が施行された。都市公園法などでは、都市公園の再生・活性化を目指して以下が改正された。

- ①都市公園での保育所等の設置は、これまで国家戦略特区特例であったが一般措置となり、設置が可能になった。
- ②民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度が創設され、カフェやレストランの設置または管理を行う民間事業者を公募選定できることになった。また設置した事業者の管理許可期間はこれまで 10 年であったが 20 年に延伸された。建ぺい率が緩和された。民間事業者が広場の整備等の公園リニューアルをあわせて実施する場合、資金貸付ができるようになった。
- ③公園内の PFI 事業に係る設置管理期間については、これまで 10 年であったが 30 年に延伸された。
- ④公園の活性化に関する協議会の設置が必要となった。都市緑地法では、緑地・広場の創出を目指して、以下が改正された。

- ①民間による市民緑地の整備を促す方法として、市民緑地の設置管理計画を市区町村が認定できる制度が創設された。これには固定資産税の軽減や施設整備等に関する補助等の措置がある。
- ②緑の担い手として民間の組織を指定する制度が拡充された。生産緑地法、都市計画法、建築基準法では、都市農地の保全・活用を目指して、以下が改正された。
- ①生産緑地地区は一律 500 m²の面積要件を現行の税制特例を適用して 300 m²を下限に市町村が条例で引下げが可能となった。
- ②生産緑地地区で直売所、農家レストラン等の設置が可能となった。
- ③新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設し、地域特性に応じた建築規制や農地の開発規制が行われることとなった。

以上の改正事項は、公園や緑地は近年、財政面や人材面で新規整備はもとより施設更新や農地の継続に限界があった現状を打破し、積極的な民間活力の導入によって公園のみならず、空き地や農地を含めたストックの活用を促し、魅力的なまちづくりの実現を目指している。このように公園は、法律面からもより積極的な手法の導入をもって公園経営（パ

ークマネージメント)に着手されつつある。公園経営のための仕組みづくりは、幅の広い利用、快適性、効果・効率などを綿密に考えること、そして事業性を高めるためには誰が整備し、経営することが適切かという問題まで包含した大きな転換期を迎えている。

さらには、公園を安全、快適にネットワークする道路の緑地、河川の緑地、公共施設に付帯する緑地そして放棄された農地や雑木林など都市および地方にある緑全体が同一のコンセプトで計画し、ユニバーサルデザインのグッドプラクティスの技法や、人的サービスの商品化としての、たとえば在宅高齢者・障害者の生活支援プログラムや、情報面では電子による遠隔サポートシステム、アイコンの開発等、さまざまな「目に見えない事象の価値」を見出し、公園内に留まらずグリーンマネージメントのツールとしてまちづくりの仕組みを構築することになれば、街の美観に加えて、真に安全で利便と快適性を備えた「ユニバーサルデザインの街」の誕生が想像されている。

このような、公園経営を軸としたグリーンマネージメントのまちづくりの時代がすぐそこまできている。

3)利用者・管理者の「私」もマネージメントサポーター

一方、公園に集うすべての人が、自分がサポートするという意識をもって、サポートを必要としている人に接することができれば、施設の整備は最少に留めることもできるのではと想定される。たとえば、植栽管理者は管理の技法、植物の種類を聞かれた場合などに対応することや、清掃スタッフやパトロール途中のスタッフは、利用者に園内の事柄を質問されたり、施設の場所を聞かれたりした場合には気持ちよく答えるなどをすれば、標識や案内板をたくさん整備する必要がなくなる。これは、管理作業の見える化とインフォメーションを一体化するということである。

さらに常連の利用者が声をかけあい、手助けを行うなど、ちょっとした勇気や思いやりの行動によって、公園に集うすべての人がサポートしサポートされる。誰もが必要な注意を行い、注意を受け入れる。この状況が自然にできる姿は、公園のベストプラクティスといえる。今後、このような行動が、公園でのサークル活動やプレイリーダーの育成などに繋がれば、公園自体がコミュニティの核として培われ、より豊かなユニバーサルな環境となっていくことであろう。

平成 29 年度 ユニバーサルデザイン共同研究会活動報告書

平成 30 年 9 月

編集: 公益財団法人都市緑化機構 ユニバーサルデザイン共同研究会

101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-2-4 田村ビル 2 階

電話: 03-5216-7191 FAX: 03-5216-7195

